

第2回名寄市保健医療福祉推進協議会地域福祉部会次第及び議案書

日時 令和8年10月21日（水）13時30分～

場所 名寄市総合福祉センター 2階会議室

1 開会

2 部会長挨拶

3 議事

報告第1号 第4期名寄市地域福祉計画策定のためのアンケート結果について

協議第1号 第4期名寄市地域福祉計画素案について

4 その他

5 閉会

第4期名寄市地域福祉計画

はっぴ〜コミュニティ2027



令和9年3月
名寄市

「はっぴ〜コミュニティ 2027」とは

すべての人の幸せを願うノーマライゼーション社会の構築は、地域交流や支え合い（コミュニティ）から始まるという意味をこめるとともに、2011 年公開の名寄市が舞台となった映画「星守る犬」に登場した名犬ハッピーの名前から名付けました。

表紙は、平成 27 年 3 月 23 日に施行されました「名寄市みんなを結ぶ手話条例」にちなみ、手話をしている「名寄市観光キャラクター なよろう」（中央）などを使用しています。



はじめに

令和9年3月

名寄市長 加藤 剛 士

目 次

第1章 計画策定にあたって

1－1	計画策定の趣旨	1
1－2	計画の位置づけ	2
1－3	計画の期間	3
1－4	計画の策定経過	4

第2章 地域を取り巻く現状

2－1	名寄市の特性	6
2－2	人口の状況	7
2－3	対象者別にみた地域福祉の状況	9

第3章 第3期名寄市地域福祉計画の取組状況

主要施策（Ⅰ）	地域福祉の推進に関する取組と課題	13
主要施策（Ⅱ）	健康の保持増進に関する取組と課題	15
主要施策（Ⅲ）	子育て支援の推進に関する取組と課題	17
主要施策（Ⅳ）	高齢者施策の推進に関する取組と課題	18
主要施策（Ⅴ）	障がい者福祉の推進に関する取組と課題	19

第4章 アンケート調査の結果

（1）	アンケート調査の概要	21
（2）	アンケート調査の結果について	21

第5章 計画策定にあたっての重点課題

27

第6章 地域福祉の推進に向けて

6-1	基本目標	28
6-2	計画の体系	29
6-3	主要施策	30
	(Ⅰ) 地域福祉の推進	30
	(Ⅱ) 健康の保持増進	31
	(Ⅲ) 子育て支援の推進	32
	(Ⅳ) 高齢者福祉の推進	33
	(Ⅴ) 障がい者福祉の推進	35

第7章 計画の推進のために

7-1	市民・事業者・行政の協働による計画の推進	37
7-2	計画の進行管理	39

資料編	40
資料1 アンケート調査	41
資料2 名寄市総合計画との関連性	62
資料3 名寄市保健医療福祉推進協議会	64

■「障がい」のひらがな表記について■

本文中の「障害」の表記については、名寄市「障がい」ひらがな表記取扱指針に基づき、障がいのある人の人権をより尊重するという観点からひらがなで表記することとしています。ただし、法律の名称やサービスの名称、診断名称などについてはこれまでどおりの表記を使っています。

第 1 章 計画策定にあたって

1 - 1 計画策定の趣旨

本市では、平成 24 年策定の「第 1 期名寄市地域福祉計画」以来、計画の基本理念である「市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり」に向け、地域住民や関係機関等と連携しながら、様々な取組を進めてきました。

一方、少子高齢化や人口減少の進行、単身世帯の増加、地域におけるつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。また、生活困窮、ひきこもり、ヤングケアラー、8050 問題、孤独・孤立、認知症、身寄りのない高齢者への支援など、個人や世帯が抱える生活課題は複合化・複雑化してきています。

こうした中、国においては、誰もが地域の中で孤立することなく、世代や分野を超えてつながり、支え合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められています。特に、令和 3 年の改正社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業などを通じ、属性や世代を問わず、相談を受け止め、必要な支援につなぐ包括的な支援体制の整備が進められています。市町村地域福祉計画についても、各福祉分野に共通する事項を定める上位計画として、その役割が一層重要となっています。

このような社会情勢の変化を踏まえ、これまでの取組の成果と課題を検証するとともに、市民一人ひとりが抱える様々な生活課題を地域全体の課題として捉え、市民、地域、関係機関、社会福祉法人、民間団体、行政等がそれぞれの役割を担いながら連携・協働し、包括的に支えることのできる地域づくりを進めるため「第 4 期名寄市地域福祉計画」を策定し、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現を目指します。

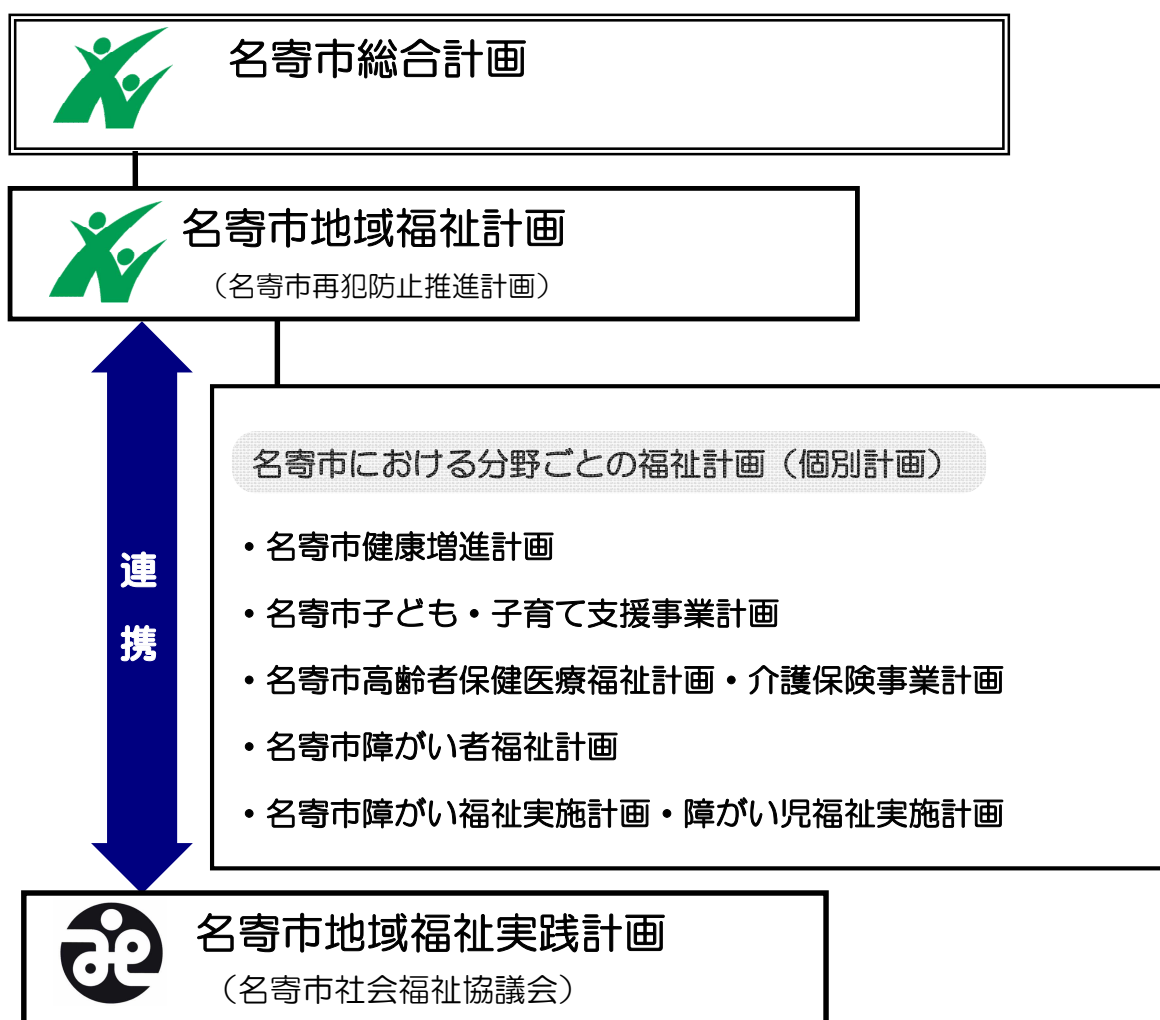


1 - 2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定する「市町村地域福祉計画」として位置づけられ、「名寄市総合計画」を最上位計画として地域福祉を推進する計画であり、保健福祉分野における個別計画を地域において総合的に推進するための計画です。それぞれの分野ごとの施策、達成目標などについては、各個別計画において位置づけ推進するものとします。

なお、「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成 28 年 12 月施行)に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」は、本計画に包含されています。

また、本計画は、名寄市社会福祉協議会※¹が策定する自主的な福祉活動を中心とした行動計画である「名寄市地域福祉実践計画」と両輪で地域福祉を推進していくものです。



※¹ 社会福祉協議会：昭和 26 年（1951 年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、都道府県、市区町村単位に一つずつ設置されています。

社会福祉協議会は、地域住民のほか、民生委員児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行っています。

■社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)より抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

1-3 計画の期間

本計画の期間は、令和9年度から令和〇年度までの〇年間です。今後の社会経済情勢の変化や新たな国の施策等に柔軟に対応するために、必要に応じて計画の見直しを図ります。

■各計画の名称及び期間

計画の名称	計画期間	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
名寄市総合計画（第3次）	R9～R16								
第4期名寄市地域福祉計画	R9～R〇					次期計画？			
名寄市健康増進計画「健康なよろ21（第3次）」	R6～R17								
第3期名寄市子ども・子育て支援計画	R7～R11				次期計画				
名寄市第10期高齢者保健医療福祉・介護保険事業計画	R9～R11				次期計画				
第3次名寄市障がい者福祉計画	H30～R9		次期計画（R10～R19）						
第8期名寄市障がい福祉実施計画・第2期名寄市障がい児福祉実施計画	R9～R11				次期計画				
第5期名寄市地域福祉実践計画※	R5～R9		次期計画						

※「第4期名寄市地域福祉実践計画」は、名寄市社会福祉協議会が策定する計画です。

1 - 4 計画の策定経過

(1) 地域福祉計画策定に係る諮問

令和8年5月14日、「名寄市保健医療福祉推進協議会」において、第4期名寄市地域福祉計画の策定について市長より諮問を行いました。

名寄市保健医療福祉推進協議会

1 位置づけ

市民が安心して暮らすことのできるまちづくりを進めるため、保健・医療・福祉サービスのネットワーク化と総合的な施策の推進を目的とする組織

2 協議事項

- (1) 保健医療福祉施策の推進に関する事
- (2) 健康福祉部が所管する各計画の策定に関する事
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事項に関する事

3 組 織

保健関係者・医療関係者・福祉関係者 15名

(2) 名寄市保健医療福祉推進協議会地域福祉部会の設置

令和8年7月21日、本計画案を策定するため、協議会に専門部会として名寄市保健医療福祉推進協議会地域福祉部会を設置しました。

この地域福祉部会において市民アンケート調査を実施するなど、市民意見を整理し、名寄市長に答申する本計画案を作成しました。

名寄市保健医療福祉推進協議会 地域福祉部会

1 位置づけ

住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちづくりに必要な、健康づくりや福祉環境の整備を進めるための「名寄市地域福祉計画」策定に向けた組織

2 協議事項

- (1) 名寄市における健康づくりや福祉サービスの推進に関する事
- (2) 地域福祉活動への住民参加促進に関する事
- (3) 名寄市地域福祉計画策定に関する事

3 組 織

福祉に関する事業等に従事する者、福祉に関する活動を行う者、民生委員児童委員連絡協議会、保健推進委員、名寄市立大学、学識経験者、一般公募者 14名

（３）市民アンケート調査の実施

本計画を策定するにあたり、地域福祉に関する市民の意見や関わり方を計画に反映させるための基礎資料として、令和８年７月 29 日～８月 19 日の期間で市民アンケート調査（地域福祉に関するアンケート）を実施しました。

名寄市に住民票を有する方の中から、地域別・年代別・男女別は無作為抽出方式にて 1,500 人の市民へアンケート（無記名方式）を送付しました。

郵送配布・郵送回収方式を採用し、557 通（回収率 37.1%）の回答がありました。

（４）パブリック・コメントの実施

計画を策定するにあたり、広く市民の意見をいただくため、名寄市保健医療福祉推進協議会地域福祉部会において策定し答申を受けた本計画案について、令和８年●月●日～令和９年１月●日の期間でパブリック・コメント※^１を実施しました。



※^１パブリック・コメント：公的な機関が、計画や条例などを制定しようとする時に、広く公に、意見・情報・改善案などを求める手続きのこと。

第2章 地域を取り巻く現状

2-1 名寄市の特性

(1) 位置・気候

名寄市は、北北海道の南北に広がる名寄盆地の中央に位置し、天塩川と名寄川の恵みと豊かな自然にあふれた環境にあり、農業を基幹産業として発展してきた地域です。

気候は内陸部に属していることから、夏冬の寒暖差は60℃にも及び、夏季は昼夜の温度差が大きく、冬季は寒気が厳しく降雪量も多い気象条件を有しています。

(2) 歴史

名寄市は、平成18年3月、旧風連町と旧名寄市の合併により新「名寄市」として誕生し、双方が築いた歴史や伝統が受け継がれています。もち米生産団地、夏のひまわり畑、星空観賞のきたすばる天文台、冬の雪質日本一フェスティバル、名寄市立大学など地域資源を活用したまちづくりを進めています。

本市の保健・医療分野の歴史を顧みると、昭和12年に名寄町立社会病院（現名寄市立総合病院）、昭和19年に名寄保健所、昭和24年に風連村国民健康保険組合病院（現名寄市風連国民健康保険診療所）、昭和27年に国立名寄療養所（現名寄東病院）が開設され道北地域の中核都市として整備が進められてきました。

また、福祉分野においては、昭和30年に公立保育所である名寄保育所（現名寄市西保育所）が開所して以来、各地域で保育所設置が進められ、平成11年からは親子で遊べる場所として子育て支援センターが整備されました。昭和38年に制定された「老人福祉法」のもと、昭和48年には特別養護老人ホーム清峰園が開設し、風連地区では昭和63年に特別養護老人ホームしらかばハイツが、平成9年に軽費老人ホーム（ケアハウス）がそれぞれ開設されました。昭和63年には母子保健、成人病予防、老人保健の総合施設として名寄市保健センターが開設され、平成8年には高齢者の健康保持と生きがいづくり、ボランティア活動の拠点、心身障がい児の療育機能などを兼ね備えた総合的施設として名寄市総合福祉センターが開設されるなど、福祉分野における施設整備が進められてきました。

2-2 人口の状況

(1) 人口の推移と推計

①人口の推移（平成 18 年～令和 7 年）

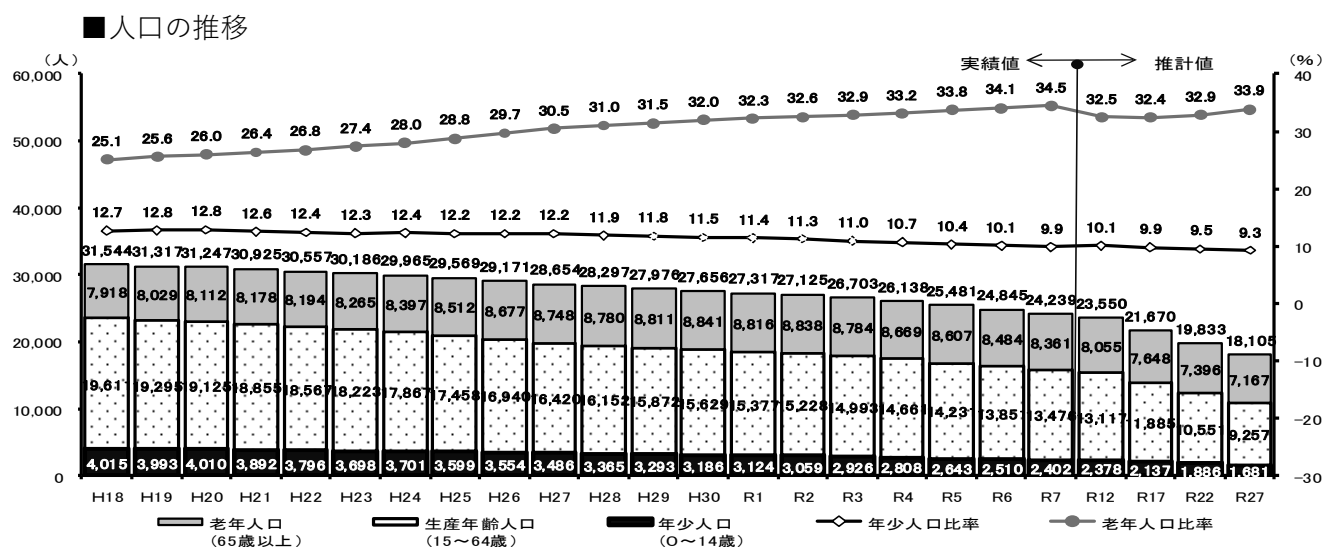
名寄市の総人口は、合併時の平成 18 年 10 月末には 31,544 人でしたが、年々減少し、平成 23 年から平成 24 年にかけて 3 万人を下回り、令和 3 年 10 月末では、26,703 人、令和 7 年 10 月末現在では 24,239 人となっています。

しかしながら、65 歳以上の高齢化率は年々増加傾向にあり、平成 18 年 10 月末には人口に占める 65 歳以上の老年（高齢者）人口の割合は 25.1%でしたが、令和 3 年 10 月末では 32.9%、令和 7 年 10 月末では 34.5%となっています。

②将来人口（令和 8 年～令和 27 年）

平成 27 年 10 月に策定、令和 5 年 4 月改訂の「名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン※¹」が示した「名寄市の人口の将来展望」によりますと、25 年後（令和 27 年）の名寄市の人口は、年少人口と生産年齢人口の減少により、現在より 6,134 人近く減少する見込みとなっています。

65 歳以上の老年（高齢者）人口は、人口減とともに徐々に減少していきますが、人口に占める割合は微増すると推計されています。



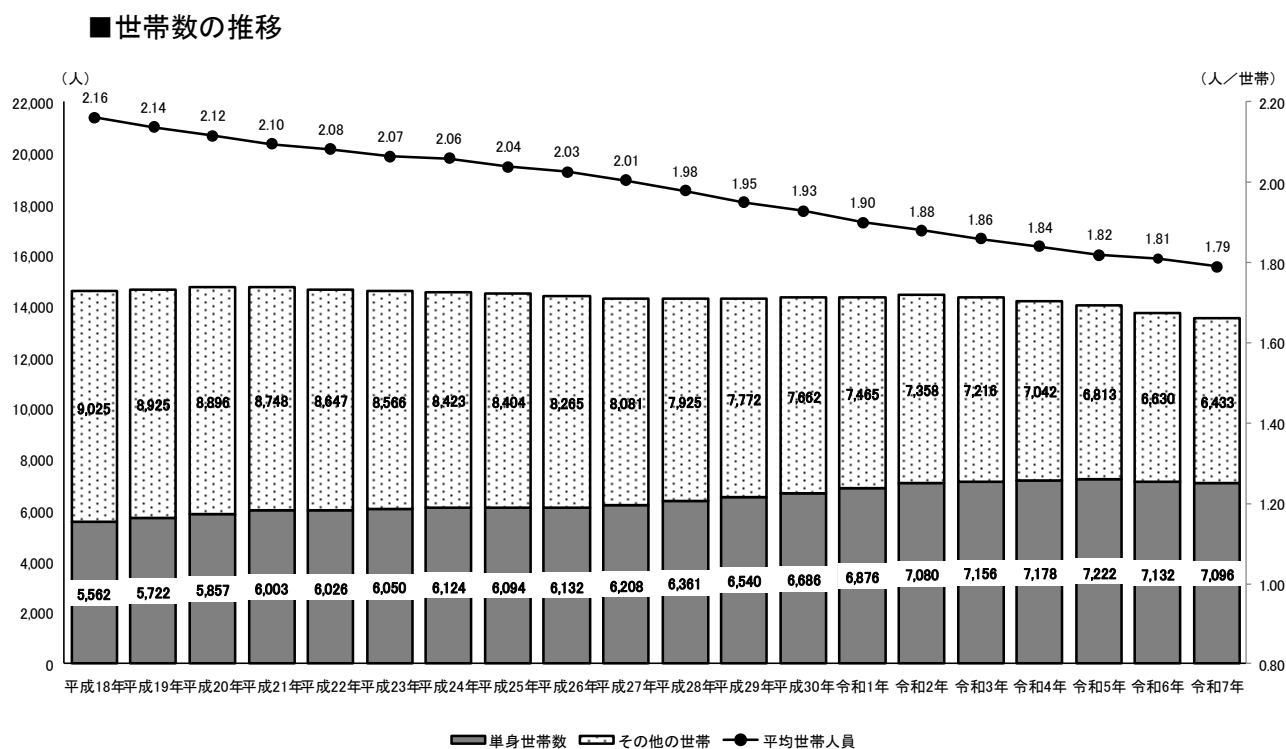
資料 実績値（平成 18 年～令和 7 年）：名寄市住民基本台帳（各年 10 月末現在）
推計値（令和 12 年～令和 27 年）：名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（各年 10 月末現在）

※¹ 名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン：本市人口動態の状況や地域特性などを整理、分析し、市民の意識を把握した上で、目指すべき将来の姿を展望するものです。

(2) 世帯数の推移

世帯総数は、平成20年までは微増で推移していましたが、その後減少傾向となり、平成29年からは横ばいとなっています。単身世帯数については、増加傾向にあります。

また、「1世帯当たりの人員」は年々減少を続けており、平成28年から2.00人を下回り、令和3年10月末現在では1.86人となっており、令和7年10月末現在では1.79人となっております。



資料 名寄市住民基本台帳（各年10月末現在）

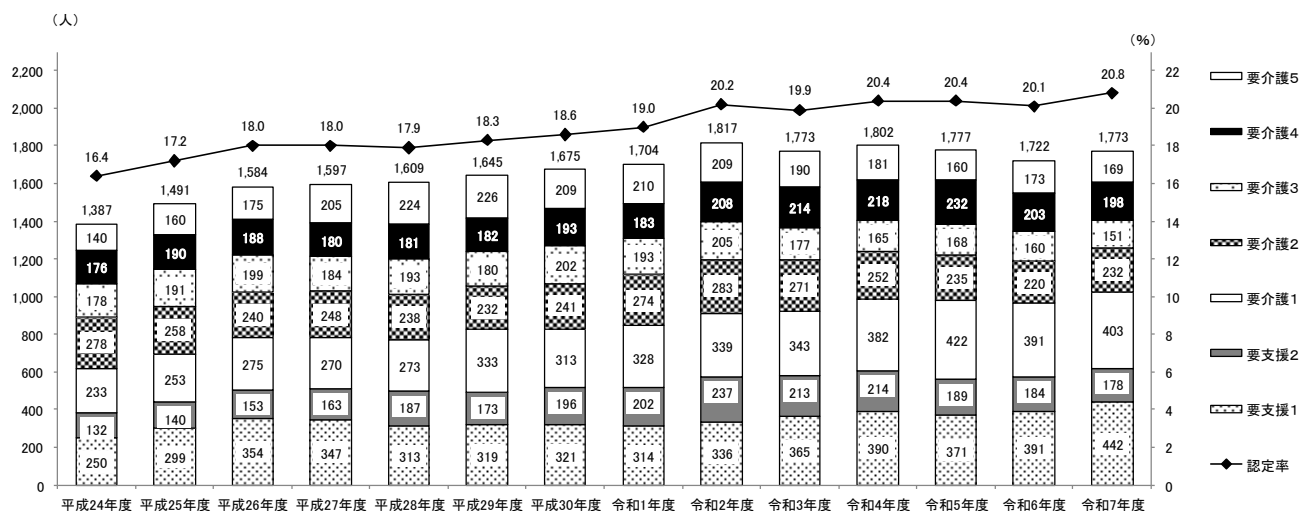


2-3 対象者別にみた地域福祉の状況

(1) 要介護（要支援）認定者数の推移

要介護（要支援）認定者は、年々増加を続けています。65歳以上人口に対する要介護（要支援）認定者数の割合は、令和7年度（令和8年3月末）は20.8%となっています。

■要介護（要支援）認定者数の推移



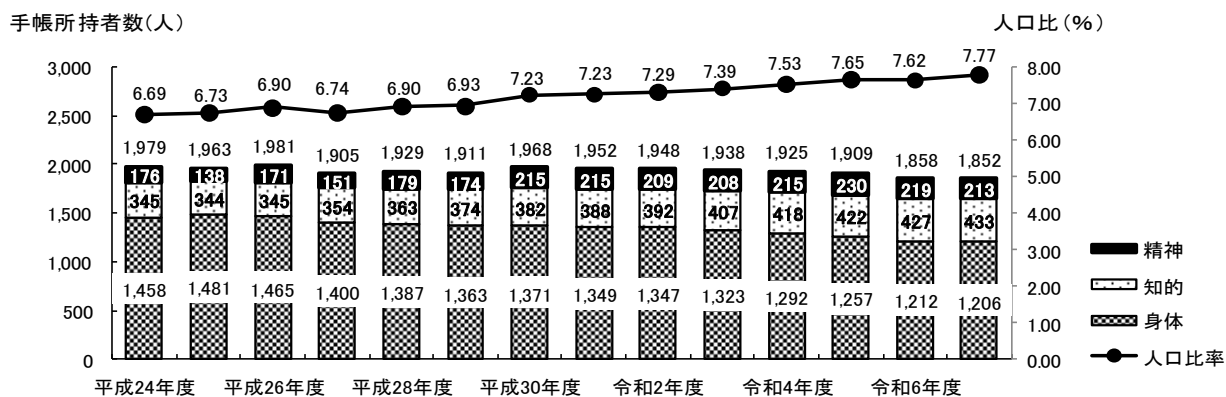
資料：名寄市健康福祉部「福祉サービス事業等の実績」（各年度末現在）

※認定率：介護保険第1号被保険者（65歳以上）の要介護（要支援）認定者数÷第1号被保険者数

(2) 障がい者手帳の所持者数の推移

障がい者手帳の所持者数は、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者を合わせると1,900人台で推移していますが、名寄市の人口に占める割合は、人口減少に伴い徐々に増えてきています。

■各種障がい者手帳所持者数の推移



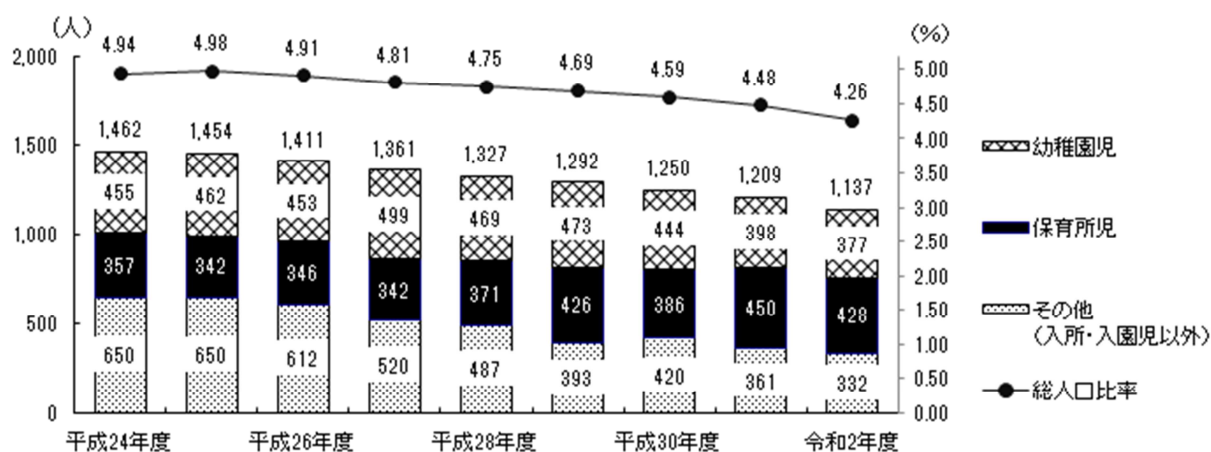
※重複障がいがあるため、実人数とは異なる。

資料：名寄市健康福祉部「福祉サービス事業等の実績」（各年度末現在）

(3) 就学前児童数の推移

就学前児童数及び名寄市の人口に占める割合は、年々減少傾向にあり、令和7年度（令和8年3月末）で●人、●%となっています。

■就学前児童数の推移

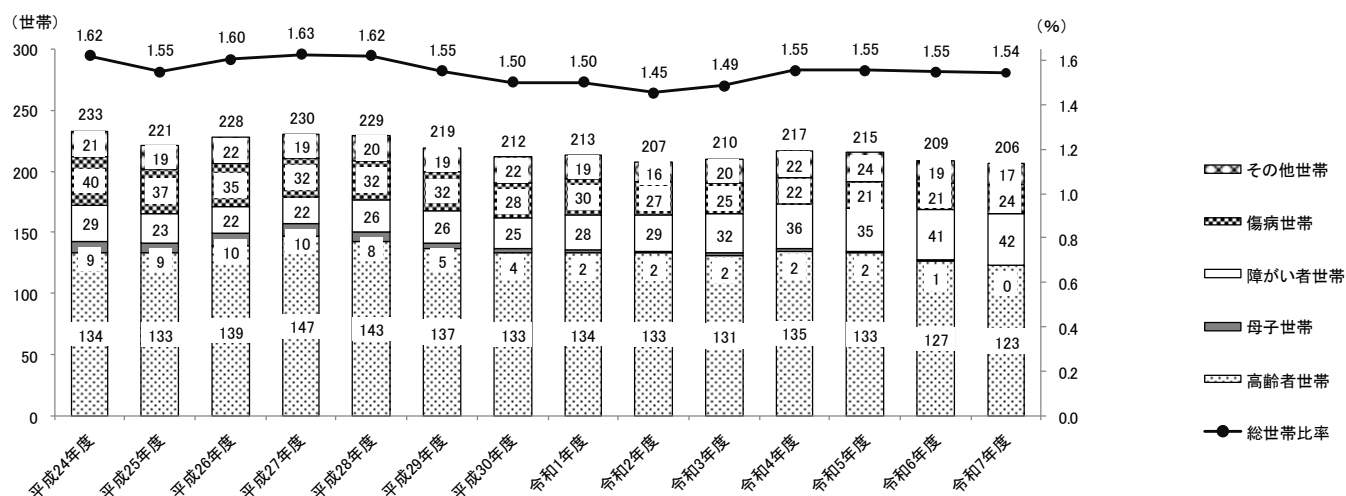


※保育所児数には認定こども園児数を含む。(各年度末現在)

(4) 生活保護世帯数の推移

生活保護世帯数は、平成30年度以降210世帯前後で横ばいの状況です。類型別世帯状況は、「高齢者世帯」が最も多く、次いで「障がい者世帯」、「傷病世帯」となっています。総世帯数に占める割合も、1.5%前後で横ばいの状況です。令和3年3月末での名寄市の保護率（人口に占める被保護実人員）については、0.91%で、令和8年3月末時点で0.96%となっており、北海道全体の保護率2.98%を下回っている状況にあります。

■生活保護世帯数の推移



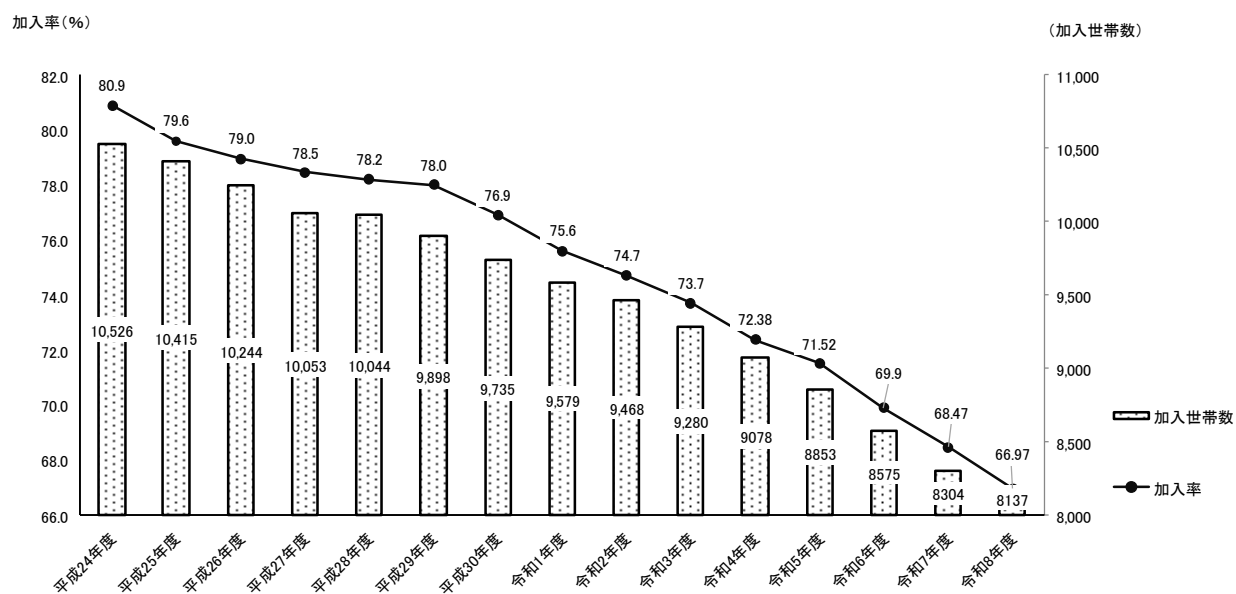
※生活保護世帯数は各年度平均。総世帯比率は年度末現在の世帯数に対する比率。

資料：名寄市健康福祉部「福祉サービス事業等の実績」

(5) 町内会の加入率の状況

町内会の加入世帯数・加入率は、人口減とともに年々減少傾向となっています。

■町内会への加入世帯数・率の推移



※加入世帯数は町内会からの交付金申請に基づいた数値。(各年度3月現在)

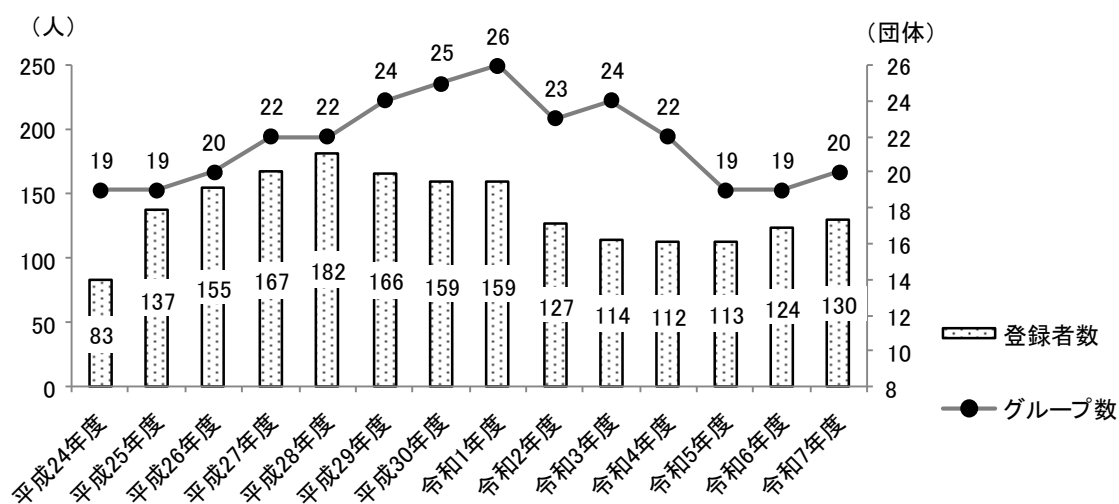


(6) 地域福祉を支えるボランティアの状況

名寄市社会福祉協議会内にある「名寄市ボランティアセンター」に登録されている個人ボランティア数は、平成29年度以降減少傾向にあります。

また、名寄市ボランティアセンターでは、福祉の分野に限らず、まちづくりや文化・芸術などの幅広い市民活動団体を支援しています。

■ボランティア登録者数・団体数の推移



資料：名寄市社会福祉協議会（各年度末現在）

■名寄市ボランティアセンター登録団体

活動分野	登録数	活動分野	登録数
地域・まちづくり	4	子ども	2
福祉	5	文化・芸術	6
保健医療	2	交通安全	1
障がい者スポーツ	2	その他	1

資料：名寄市社会福祉協議会（令和2年3月末現在）

第3章 第3期名寄市地域福祉計画の取組状況

主要施策（Ⅰ） 地域福祉の推進に関する取組と課題

基本事業Ⅰ－１ 地域福祉活動の普及・推進

身近な地域活動を通して、地域の困りごとを「わが事」に捉え、一人ひとりが「地域共生社会をつくる参加者」としての意識を持てるよう、町内会や民生委員、社会福祉協議会等と連携しながら参画しやすい環境整備を推進してきました。

地域は、高齢者、障がい者、子どもなど、世代や背景の異なるすべての人々の生活の基盤であり、つながりを育むことでお互いを認め合い、支え合えるまちづくりへとつながります。

今後も関係機関との連携を深め、地域を基盤とした取り組みを進めていく必要があります。

基本事業Ⅰ－２ 市民との協働による福祉のまちづくりの推進

総合計画を最上位として、健康増進や高齢者、障がい者、子ども子育てなど福祉分野の個別計画との整合性を図り、それぞれの進捗状況を点検・評価しながら、地域住民と協働で福祉のまちづくりを推進してきました。

こうした中、少子・高齢化の進行や核家族化などによる社会構造の変化により、生活における課題は多様化・複合化し、より総合的・一体的な対応が求められています。

今後においても分野ごとの枠を超え、地域住民や関係団体との連携を図りながら、福祉施策の着実な推進が必要となります。

基本事業Ⅰ－３ 福祉関係団体との連携強化

地域福祉の推進に向け、その中核を担う社会福祉協議会の安定運営を目的とした運営費助成を行ってきました。あわせて、各種福祉活動団体への支援を行うことで、地域における福祉活動の活性化を図ってきております。

また、名寄市総合福祉センターを各福祉団体の活動拠点として機能強化を図り、福祉活動の推進につなげています。

今後も、地域福祉活動の更なる発展に向け、必要に応じ適切な支援を継続していく必要があります。

基本事業Ⅰ－４ 生活に困っている人への包括的支援の充実

経済的困窮や家庭環境の悪化など、多様かつ複合的な課題を抱える生活困窮世帯に対し、国の必須事業および任意事業を効果的に組み合わせた包括的な支援を展開してきました。

事業の運営にあたっては、社会福祉協議会へ業務を委託し、「生活相談支援センター」を拠点として相談体制の強化を図っております。

近年、複雑化・深刻化する困りごとに対応するため、各福祉分野の横断的な連携を図るとともに、他分野との連携を強化することで、総合的・包括的な相談支援体制の構築に努めてきました。

一方で、支援を必要とする方への制度の浸透には課題が残されている状況から、今後は、制度内容の広報・周知活動を幅広く展開し、地域全体で生活困窮者の自立に向けて支援する体制づくりを進めていく必要があります。

主要施策（Ⅱ） 健康の保持増進に関する取組と課題

基本事業Ⅱ－１ 健康づくりの推進

乳幼児から高齢者まで、市民の生涯を通じた健康づくりを支援するため、健康診査、各種検診、健康相談、健康教育、訪問指導等を実施し、疾病の予防や早期発見・早期治療、生活習慣病の発症・重症化予防に取り組んできました。

生活習慣病予防では、40歳を対象とした歯周病検診を実施し、若い世代から健康的な生活習慣を意識する機会の確保と、特定健診やがん検診では、対象年齢の引下げや費用負担の軽減等により、受診しやすい環境づくりに努めてきました。

今後も、市民一人ひとりが健康管理に対する認識と自覚を高め、健康の保持増進に取り組めるよう、健康相談や健康教育等における健康に関する正しい情報提供や知識の啓発、定期的な健康診査の受診や健診結果を生活習慣の改善や医療機関への受診、治療につなげるなど、健康寿命延伸につながる取組を強化していく必要があります。

基本事業Ⅱ－２ 母子保健対策の推進

子どもが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができるよう、子育て世代包括支援センター事業を中心に、関係機関と連携しながら、母子健康手帳の交付、乳幼児健康診査、妊産婦・育児相談、家庭訪問、親子教室等を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない母子健康支援に取り組んできました。

また、産婦健康診査や産後ケア事業により、産後の心身のケアや育児のサポート、不妊治療に係る費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ってきました。

一方で、転勤者の多さや核家族化等を背景に、育児の孤立や身近な相談相手の不足など、継続的な支援を必要とする家庭が増えており、妊娠期から心身の状態や家庭環境を把握し、必要な支援に早期につなげるとともに、産後の心身の不調や育児不安を抱える家庭への継続的な支援を充実させていく必要があります。

今後も、母子とその世帯が健やかに生活が送れるよう、各種事業を通じて、切れ目ない支援が重要となります。



基本事業Ⅱ－３ 感染症対策の推進

感染症の発生予防や重症化予防を図るため、感染症の発生状況に応じた予防方法等の情報提供や普及啓発を行うとともに、関係機関と連携しながら感染症対策に取り組んできました。

予防接種については、乳幼児等を対象とする定期接種を無料で実施し、対象者が適切な時期に接種できるよう案内や接種勧奨を行いました。高齢者を対象とするインフルエンザ等の定期予防接種では、接種費用の一部を助成してきました。また、風しんの追加的対策や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策についても実施をしてきました。

今後も、感染症の発生状況や予防方法、予防接種の効果や副反応等について、市民が正確な情報を適時に得られるよう、分かりやすい周知を行う必要があります。

また、国の制度や接種内容の変更を適切に反映し、対象者が必要な接種機会を逃さないための案内を行うことが課題であり、感染症発生時には、関係機関との情報共有を図り、迅速かつ適切に対応できる体制を維持する必要があります。

主要施策（Ⅲ）子育て支援の推進に関する取組と課題

基本事業Ⅲ－１　子育て支援施策の充実

慢性的な保育士不足に対応するため、保育士確保対策に取り組んできた結果、令和６年４月１日時点における待機児童は０人となりました。

ハード面では、公立保育所の老朽化に対応するため、西保育所と南保育所を統合し、市立認定こども園「あいあい」を令和６年４月に開園しました。子育て世帯から要望の多かった屋内遊戯施設「にこにこらんど」を令和３年１２月に整備するとともに、医療費の全額助成を令和６年から高校生年代まで拡大して実施してきました。

また、児童虐待防止への取組強化については、民生委員児童委員、各学校や幼児教育・保育施設などと連携し要支援家庭の見守りに取り組むとともに、ひとり親家庭の生活支援については、北海道と連携し、進学にかかる資金の貸付事業や資格取得支援事業に取り組んできました。

今後は、年度途中の待機児童解消と子育てに困難を抱える家庭への支援が必要です。

基本事業Ⅲ－２　子どもの発達支援の充実

家庭や幼児保育教育機関などから発達に関する相談を受けた際は、当該機関への状況確認や保護者面談を実施し、その状況に応じて療育などへつなげたり、必要な助言を行いました。

また、名寄市こども発達支援センター「こどもらんど」では、名寄市立総合病院や北海道立旭川子ども総合療育センターなどの専門機関と連携しながら、就学前の心身の発達に支援の必要がある児童に対し、療育訓練に取り組んできました。

また、これまで総合福祉センターの２階に設置していた施設を、令和６年に名寄市立認定こども園「あいあい」に併設する形で移設しました。これにより、療育効果を高める器具を整備するとともに、親子が通所しやすい環境を整えることができました。

今後も引き続き、早期の気づきから必要な支援へつなげるなど、保護者の相談支援と療育の質の確保に取り組む必要があります。



主要施策（Ⅳ）高齢者施策の推進に関する取組と課題

基本事業Ⅳ－１ 介護保険サービスの推進

高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立した生活を維持するためには、要介護状態になる前からの予防的な取り組みが重要です。そのため、心身の健康保持と生活の安定を目指し、住民が自ら活動に参加して主体的に介護予防に取り組めるよう、普及啓発活動および介護予防事業を実施してきました。また、切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制を構築するため、関係機関との連携のもと「医療介護連携 ICT 事業」を構築しました。これにより、医療や介護などの多職種が連携し、利用者一人ひとりの状況に合わせた一貫性のあるサポートや、重症化を防止するケアを提供できる体制が整いました。

今後も高齢者が安心して暮らし続けられるよう、これまでの介護予防事業をさらに推進するとともに、医療介護連携 ICT を活用した多職種協働による地域全体の見守り体制を強化していく必要があります。

基本事業Ⅳ－２ 高齢者福祉の推進

高齢者の尊厳を守り、自立した日常生活を営むことができるよう、虐待の防止や早期発見、成年後見制度の活用促進などの権利擁護支援に取り組んできました。また、高齢者の生きがいくくりと社会参加を促進するため、健康づくり体操教室や生きがい講座を開催してきました。

さらに、認知症になっても住み慣れた地域で尊厳と希望をもって暮らし続けられるよう、地域の見守りを含めた切れ目のない支援体制を構築しました。その一環として、認知症サポーターの養成や、認知症の方とその家族を支援する「チームオレンジ」を立ち上げ、認知症になっても安心して暮らし続けられるまちづくりの推進を図ってきました。

今後も高齢者の尊厳を守り、その人らしい生活を送ることができるよう地域で支える取組が必要です。



主要施策（Ⅴ）障がい者福祉の推進に関する取組と課題

基本事業Ⅴ－１ 障がい者理解の促進・権利擁護

障がいに対する理解を深めたり、障がいについて考える機会が持てるよう、これまで理解啓発のための研修会の開催やヘルプマーク・ヘルプカードの配付などの取り組みを進めてきました。

また、成年後見制度事業の実施により、本人の財産や権利を守るなど、権利擁護の充実を図ってきています。

今後も、市民一人ひとりの理解を深めるための啓発活動を継続的に展開し、あわせて、障がいがあっても地域の中で安心して自分らしく暮らし続けられるよう、成年後見制度の利用促進とともに本人の意思を尊重した支援が重要となります。



基本事業Ⅴ－２ 地域生活支援体制の充実

障がいがあっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域生活支援拠点としての機能や、障害者総合支援法に基づく各種サービスの維持・充実を図ってきました。

また、基幹相談支援センターぽっけと、市内の相談支援事業所を中心とする相談支援体制により、年々多様化する様々な困りごとに対し、障がいの種別、障害者手帳の有無に関わらず、身近な地域で相談支援を受けることができる環境を整備してきています。

今後も高齢化・重度化や親亡き後を見据えた相談などのニーズは見込まれることから、拠点の機能と相談体制の維持は不可欠であり、引き続き関係機関との連携に努めていく必要があります。

基本事業Ⅴ－３ 就労支援の充実

名寄市障害者自立支援協議会を開催し、関係機関と連携して雇用促進のための啓発活動に取り組んできました。また、障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立に寄与するため、地方公共団体などが物品等の調達にあたり、施設等から優先的に物品を調達する取り組みも行っておりま

す。

障がい者就労においては一定の成果をあげてきたものの、福祉的就労の利用支援や一般就労の促進については継続した取り組みが重要であり、今後も安心して雇用できる環境整備に努めていく必要があります。

基本事業Ⅴ－４ 生活環境等整備の充実

文化芸術やスポーツ、レクリエーション活動などの社会参加に向けた支援、情報提供を行ったほか、自発的に取り組む団体などへの支援を行うことで、生きがいのある豊かな生活や自立した生活の実現に努めてきました。

今後も、一人ひとりの多様なニーズを受け止め、自己実現やウェルビーイングを高める環境づくりが必要となります。

第4章 アンケート調査の結果

(1) アンケート調査の概要

本調査は、名寄市の「第4期地域福祉計画」と、名寄市社会福祉協議会の「第6期地域福祉実践計画」の策定に向け、今後の施策展開の基礎資料とすることを目的に実施しました。調査の具体的な概要及び回収結果の詳細は、以下のとおりです。

調査の対象	名寄市にお住まいの18歳以上の1,500人 (名寄・風連・智恵文の地域別、年代別、男女別に無作為抽出)
調査方法	自己記入方式、郵送による調査票の配布・回収
調査時期	令和8年7月29日～8月19日
回収票数(率)	557票(37.1%)

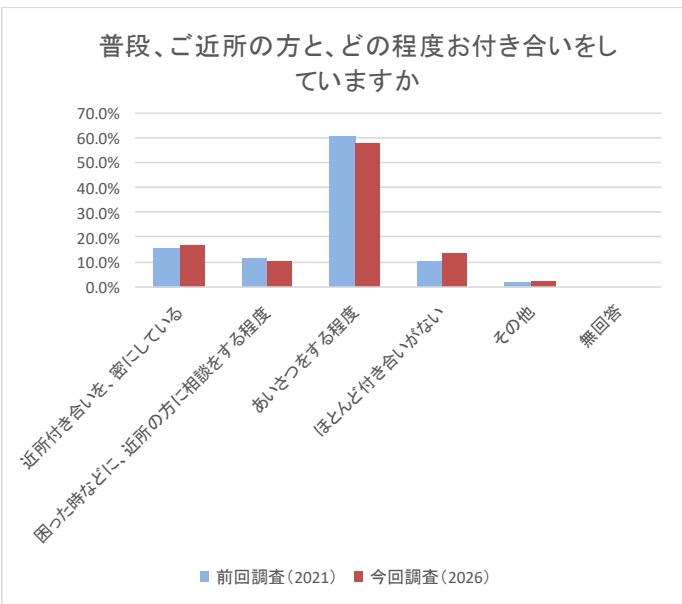
(2) アンケート調査の結果について

少子高齢化や人口減少の深刻化、世帯構成の変化などを背景に、今後は住民主体の「支え合い」に対する意識向上が不可欠となります。本調査では、地域福祉の基盤となる「近所付き合い」や「町内会への加入状況」、「地域活動への参加状況」をはじめ、「地域福祉推進に向けた課題」「災害時の避難意識」「地域で必要な支援」などの各項目について、※前回調査結果との比較・分析を行いました。

※前回調査は、令和3年7・8月のコロナ禍での実施でした

① 地域との結びつき

普段の近所付き合いの状況について、「密にしている」「困った時に相談する程度」を合わせた緊密な関係性を持つ層の割合は、前回調査の27.5%から今回は27.1%へと微減し、依然として低い水準にとどまっています。一方で、「あいさつをする程度」「ほとんど付き合いがない」を合わせた表層的な関係にとどまる層の割合は、70.7%から70.6%とほぼ横ばいで推移しています。



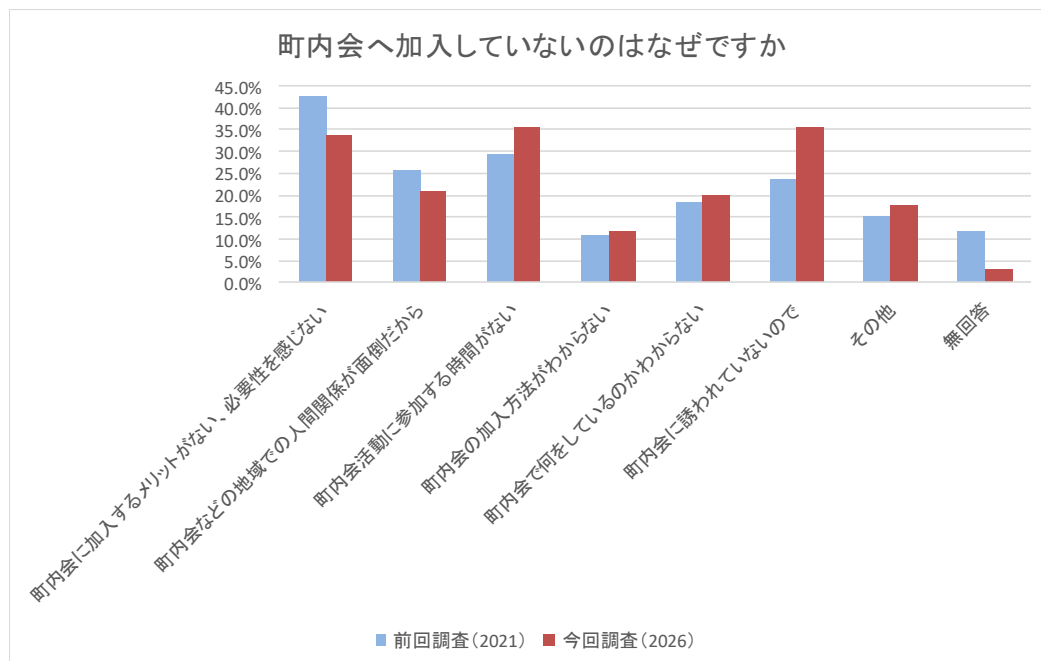
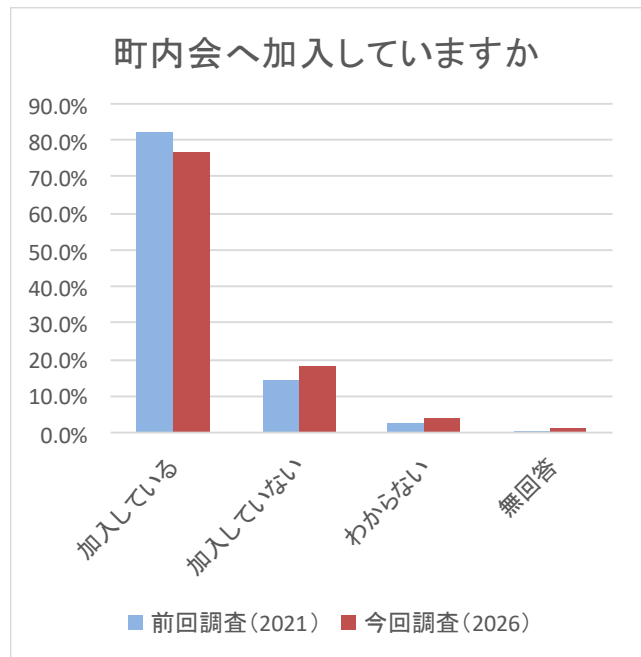
②町内会活動への関心

町内会の加入状況については、「加入している」の割合が前回調査の 82.4%から今回は 76.8%へと低下した一方で、「加入していない」の割合は 14.3%から 18.0%へと増加しました。

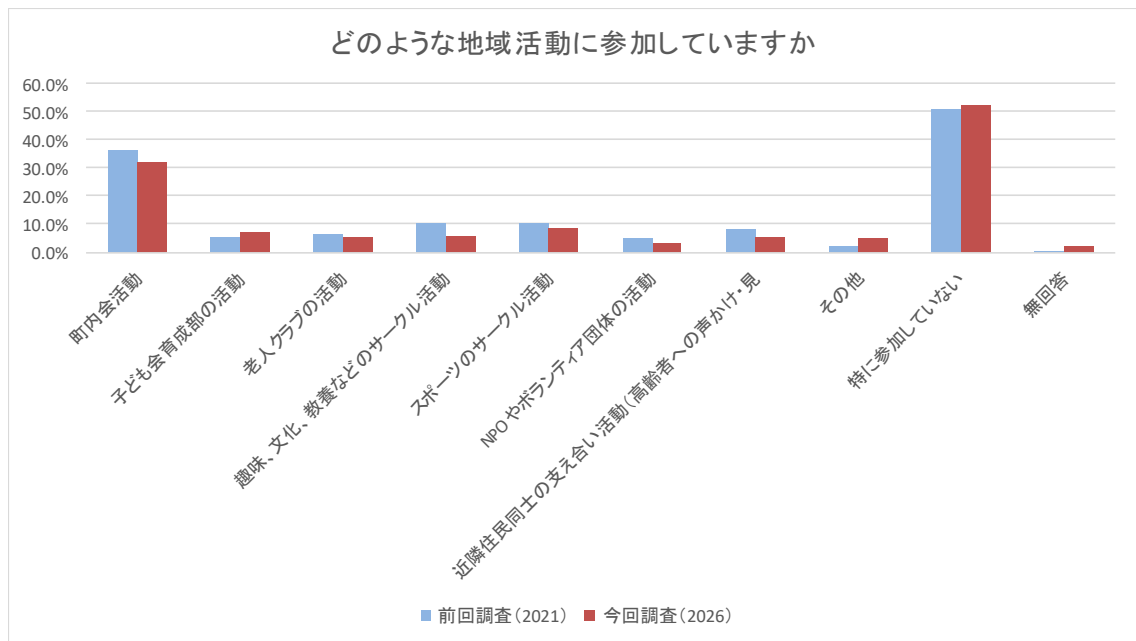
加入率が 8 割を下回ったことは、今後の地域コミュニティの維持や、災害時の共助体制における深刻な担い手不足が懸念されます。

町内会に加入しない理由については、「町内会活動に参加する時間がない」「町内会に誘われていないので」といった物理的・受動的な要因が多く選ばれた一方で、「町内会に加入するメリットがない・必要性を感じない」「地域での人間関係が面倒だから」といった精神的拒絶を示す項目は減少しました。

この結果は、住民が町内会制度そのものを否定しているわけではなく、「加入のきっかけ」を逸している、あるいは「多忙により両立が困難」であるという現状を浮き彫りにしています。したがって、負担軽減を進め、未加入層に対して丁寧に声をかける「受け入れ体制」の整備が有効であると考えられます。



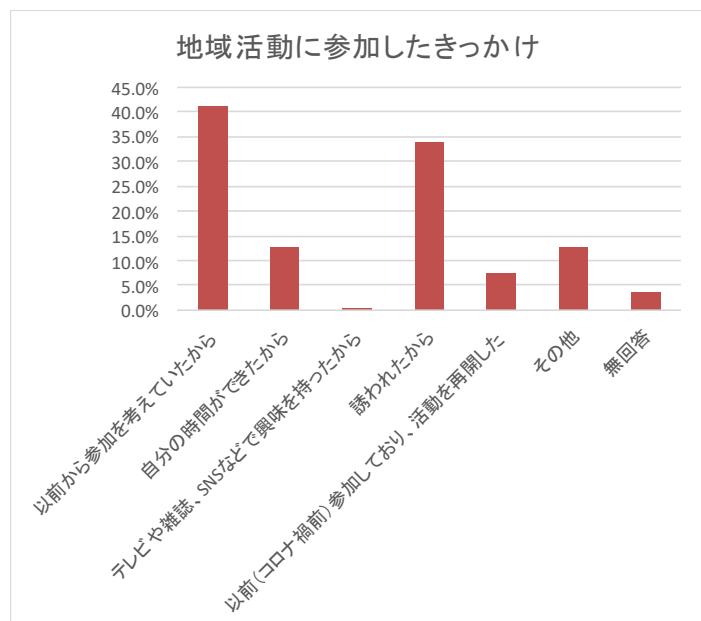
③地域活動への参加意識



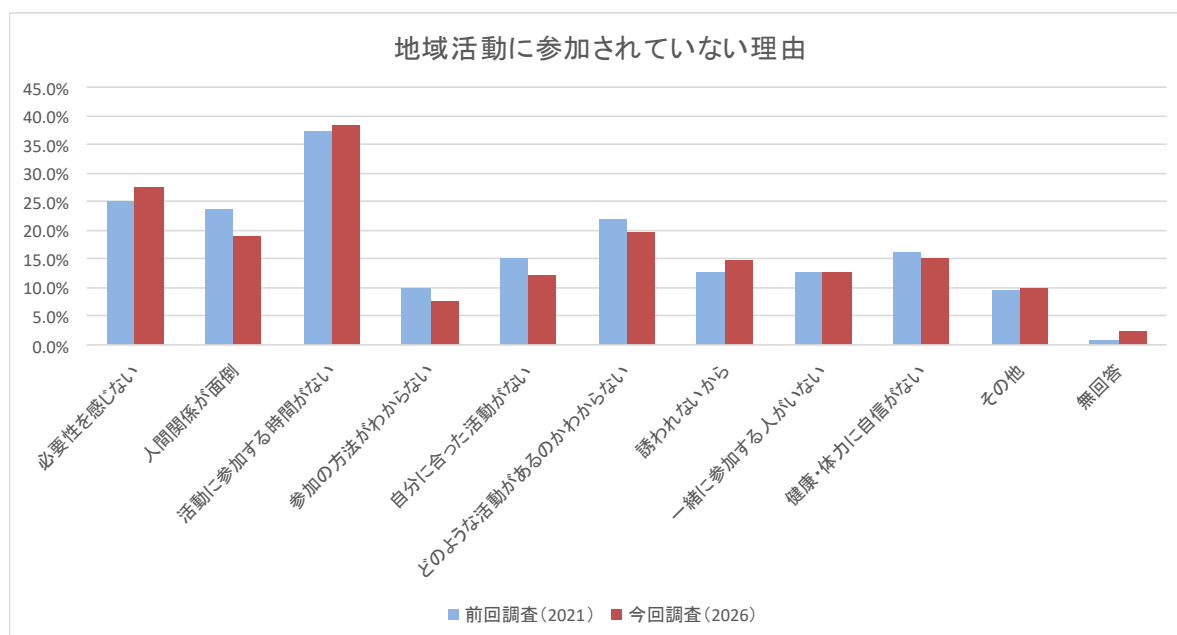
参加している地域活動の種類を見ると、前回調査と比較して「子ども会育成部の活動」は増加傾向にあるものの、それ以外の「町内会活動」や「老人クラブの活動」、「近隣住民同士の支え合い活動（高齢者への声かけ・見守り・除雪など）」といった活動は総じて減少しています。また、「特に参加していない」という回答が前回より 1.6%増加し、過半数を超える 52.1%に達しました。

地域活動に参加したきっかけについては、「以前から参加を考えていたから」が 41.2%、「誘われたから」が 34.1%となっており、これら上位 2 つの理由で全体の 4 分の 3（75.3%）を占めています。

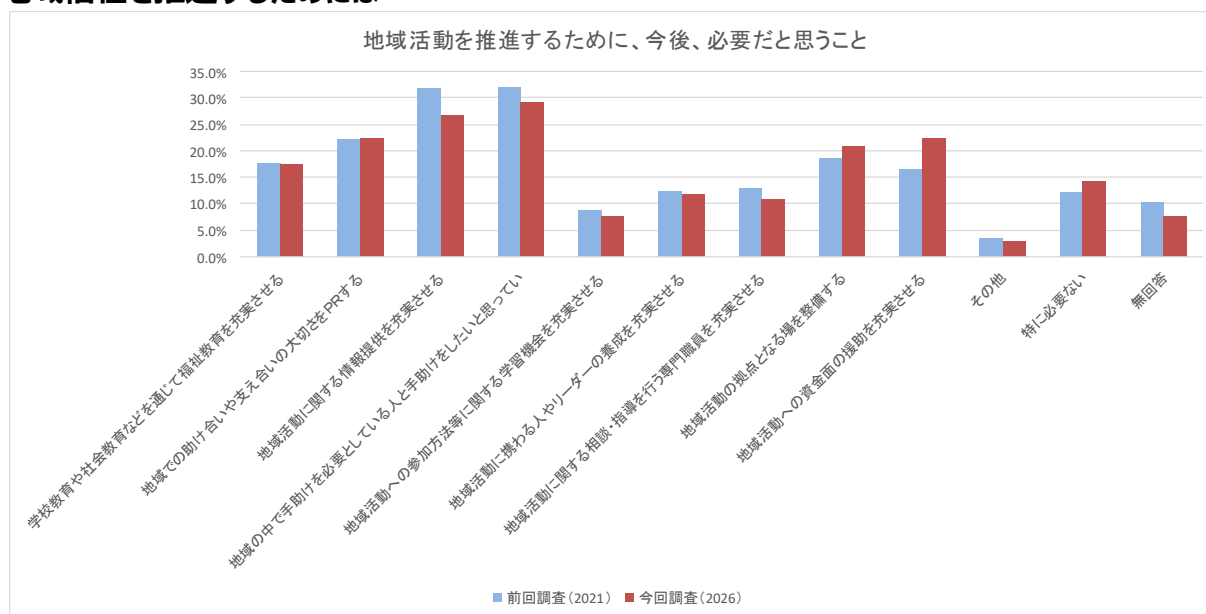
この結果から、参加者の大半は「住民自身の潜在的な参加意欲」か、あるいは「周囲からの声かけ」を機に参加に至っていることが分かります。



一方、「地域活動に参加していない理由」については、「必要性を感じない」「活動に参加する時間がない」に加え、「誘われないから」「一緒に参加する人がいない」といった項目で回答率が上昇しています。この結果から、参加の潜在的意欲がありながらも、地域からのアプローチや人間関係のきっかけを欠いている住民が取り残されている構造を示唆しています。



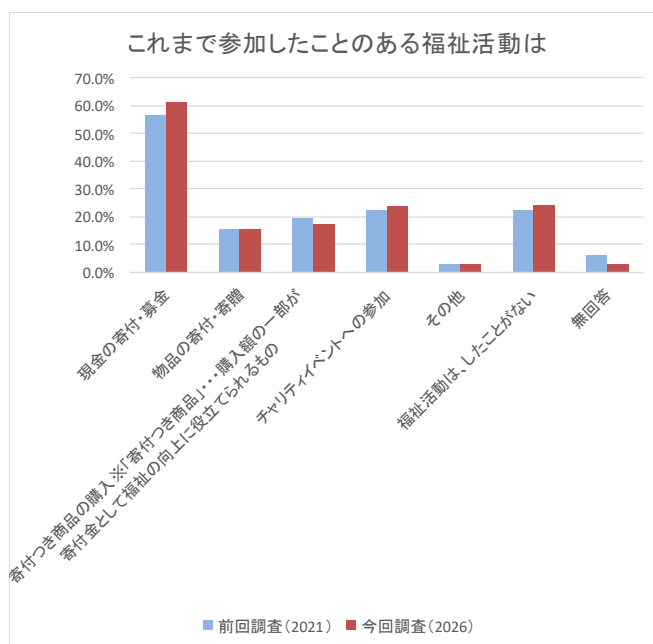
④地域福祉を推進するためには



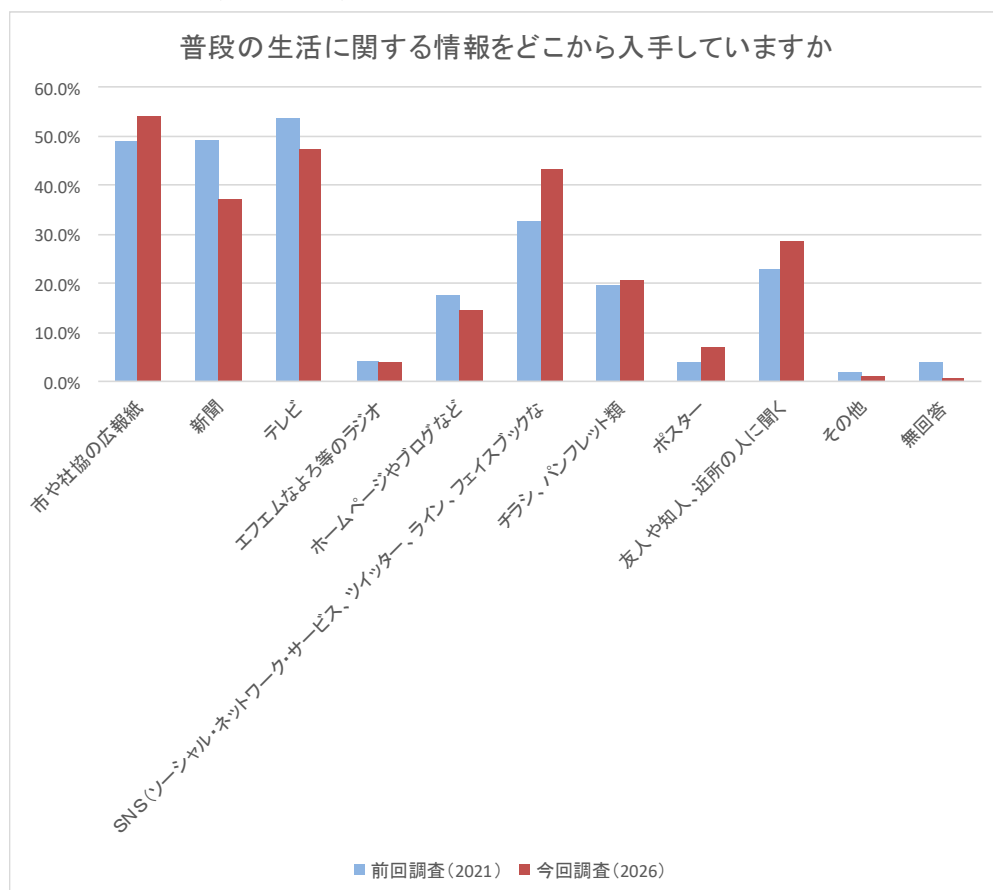
「地域活動の推進に必要だと思うこと」については、前回調査と同様に「地域の中で手助けを必要としている人と手助けをしたいと思っている人を結び付ける調整の場や組織を充実させる」の割合が最も高く、また、「地域活動の拠点となる場を整備する」や「地域活動への資金面の援助を充実させる」といった、活動を支えるインフラや財政面での支援を求める回答が前回よりも増加しています。

一方で、「特に必要ない」との回答が前回比 2.1% 増加しており、地域福祉への関心が薄れている層の拡大を示唆しています。

これまで経験のある福祉活動については、「現金の寄付・募金」の割合が前年度より増加しました。その反面、「福祉活動は、したことがない」という回答も微増傾向にあり、時間や労力を割かずに協力できる「寄付・募金」といった支援への理解が広がる一方で、実際の行動や直接的なボランティア活動に踏み出せない、あるいは関心を持てずにいる現状が伺えます。

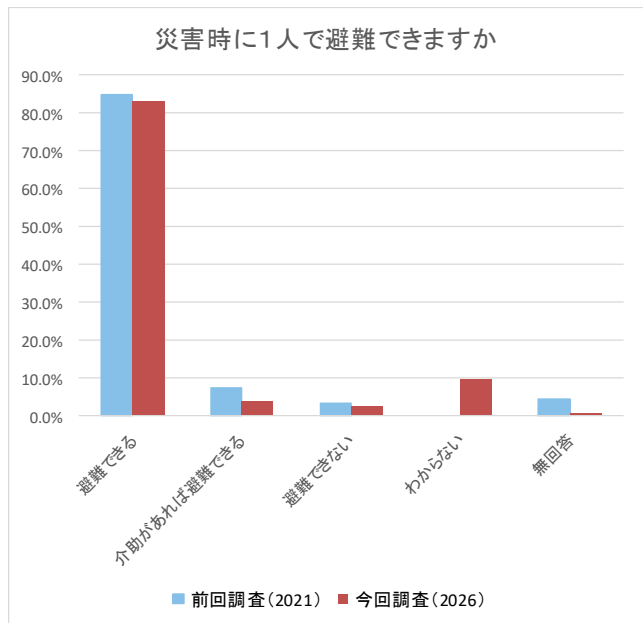


情報収集方法については、前回調査と比較して「新聞」「テレビ」「エフエムなよろ等のラジオ」「ホームページやブログなど」の項目が減少した一方で、「市や社会福祉協議会の広報紙」「SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービスなど）」「チラシ、パンフレット類」「ポスター」「友人や知人、近所の人に聞く」の項目が増加しています。この結果からは、従来の広域的なマスメディアや、自ら検索して閲覧するホームページ等の効果が薄れる一方、手元に直接届く「広報紙・チラシ」や、双方向かつ即時性のある「SNS」、そして「身近な人づて（クチコミ）」へと住民の関心が移行している現状が伺えます。



⑤災害に備える

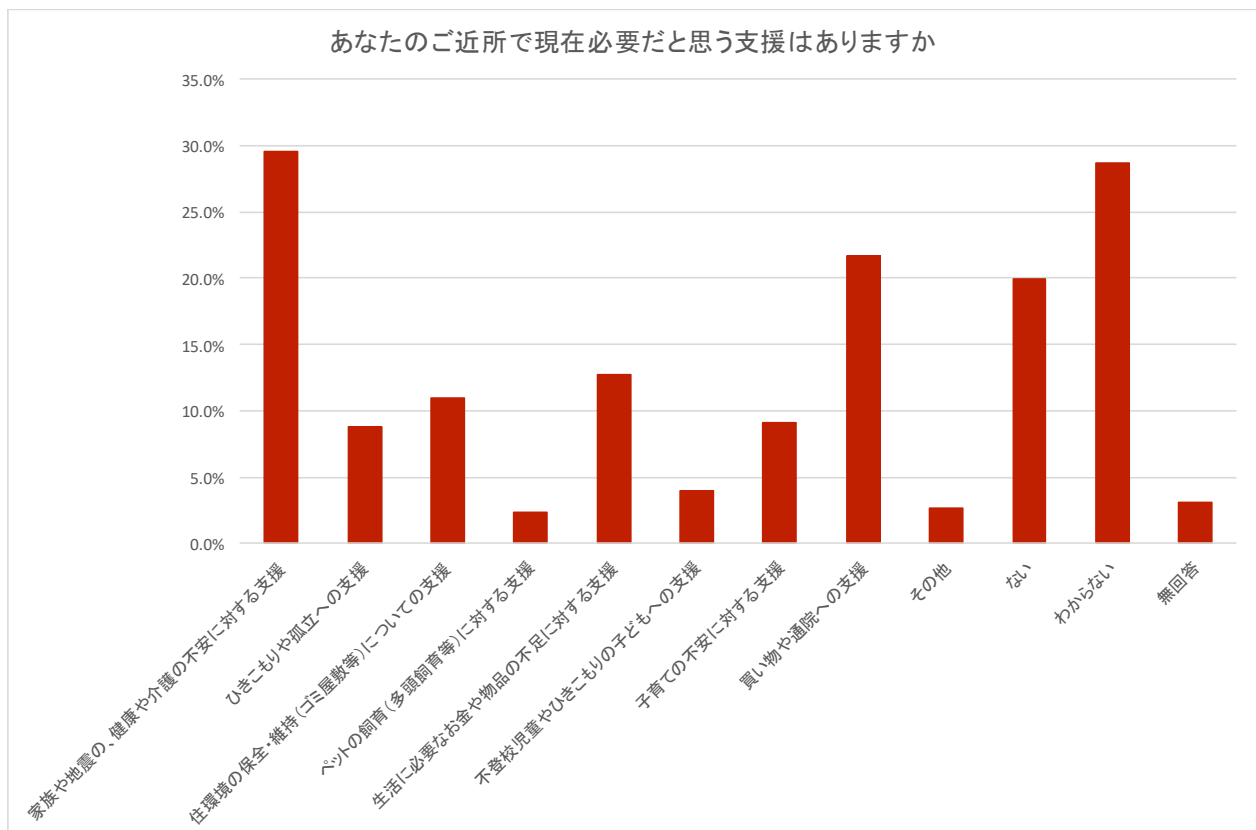
災害時に1人で避難できるかについては、「避難できる」「介助があれば避難できる」を合わせると87.1%に達し、多くの住民が一定の避難手段を想定していることが分かります。しかしながら、「避難できない」「わからない」との回答も12.6%存在しており、有事の際に地域から「取り残さない」ための具体的な仕組みづくりが依然として重要な課題となっています。



⑥地域で必要な支援

ご近所で現在必要だと思う支援については、「家族や自身の、健康や介護の不安に対する支援」が29.4%、「買い物や通院への支援」が21.5%を占め、日常生活に直結する具体的なケアや移動手段へのニーズが根強く存在する一方で、「ない」「わからない」を合わせた回答が48.7%と半数近くに達しています。

この結果は、超高齢社会における健康不安や移動困難という「当事者世代の切実なニーズ」が明確になる反面、それ以外の単身世帯などにおける「近隣への無関心、あるいは課題の潜在化」という二極化の構図を示しています。また、地域の困りごとを周囲が察知しにくい環境も伺えます。



第5章 計画策定にあたっての重点課題

前章までの内容を踏まえて、計画策定にあたっての重点課題を次のとおり整理しました。

重点課題1：つながりを育み、支え合う地域づくりを進める必要がある

本市においては、人口減少や少子高齢化、単身世帯の増加などが進み、町内会をはじめとする地域活動の担い手不足や、住民同士のつながりの希薄化が課題となっています。

誰もが安心して健やかに暮らせる地域づくりには、市民一人ひとりの地域福祉への意識向上を図るとともに、年齢や障がいの有無などにかかわらず、互いに認め合い、支え合う地域づくりを推進することが重要となります。

そのため、町内会や民生委員児童委員、ボランティア団体、福祉団体、市民活動団体、企業など多様な主体が、それぞれの立場やできる範囲で地域福祉に関わることでできる環境づくりを進め、地域におけるつながりや支え合いの基盤を強化していくことが必要です。

重点課題2：複雑化・複合化する生活課題に対応する包括的な支援体制を強化する必要がある

少子高齢化や人口減少、世帯構成の変化などに伴い、市民が抱える課題は複雑化・複合化しており、こうした課題に対応するためには、高齢者、障がい者、こども・子育て、生活困窮など、それぞれの分野における相談支援を充実するとともに、相談者の属性や世代、相談内容にかかわらず、必要な支援につなげることでできる相談支援体制が必要となります。

また、子育てや高齢者を地域で支え合う仕組みづくりや、サロンなどの多世代交流のできる場の提供、福祉分野以外の困りごとに対する横断的な連携などがより一層求められていることから、社会福祉協議会や関係機関と連携し、ネットワークをさらに広げ、包括的に地域福祉を推進できる体制強化に努めていく必要があります。

重点課題3：住み慣れた地域で安心して健やかに暮らすための体制を充実する必要がある

地域では、子どもから高齢者、認知症の方、障がいのある方や生活に困っている方など、様々な人が暮らしています。誰もが住み慣れた地域で安心して健やかに暮らしていくには、地域包括ケアシステムや障がい者の地域生活支援拠点等^{※1}、子ども家庭総合支援拠点事業などの充実と安心して福祉サービスの利用ができる仕組みづくりが重要です。

また、認知症や障害などで判断能力が不十分となっても、地域で自分らしく尊厳のある生活を送れるように、成年後見制度の利用促進を含めた権利擁護支援の充実に努める必要があります。

^{※1} 地域生活支援拠点等：障がい者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、障がい者の地域生活の体制整備を行う取組。

第6章 地域福祉の推進に向けて

6－1 基本目標

誰もが健やかに安心して暮らせる 支え合いのまちづくり

すべての市民が住み慣れたこの地域で健康に、そして自分らしく安心して自立した生活を営めるよう、保健・医療・福祉の連携強化を推進します。

疾病・介護予防を通じて健康寿命の延伸に向けた健康づくりを推進するとともに、地域包括ケアシステムの充実を図ります。

また、地域全体で支え合う体制を整え、人と人がつながり、誰もが孤立することなく安心して暮らせる「支えあいのまちづくり」を進めます。

6-2 計画の体系

基本目標	主要施策
誰もが健やかに安心して暮らせる支え合いのまちづくり	基本事業
	(Ⅰ)地域福祉の推進 <ol style="list-style-type: none"> 1 地域福祉の普及・推進 2 福祉関係団体との連携強化 3 生活に困っている人への包括的支援の充実
	(Ⅱ)健康の保持増進 <ol style="list-style-type: none"> 1 健康づくりの推進 2 生活習慣病の発症および重症化の予防
	(Ⅲ)子育て支援の推進 <ol style="list-style-type: none"> 1 保育環境の整備と提供体制の確保 2 母子保健対策の推進 3 こども・子育て支援の充実
	(Ⅳ)高齢者福祉の推進 <ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険サービスの円滑な推進 2 介護予防と高齢者支援の推進 3 認知症施策の推進 4 生きがいづくりと社会参加の促進 5 在宅医療・介護連携の推進
	(Ⅴ)障がい者福祉の推進 <ol style="list-style-type: none"> 1 障がい者理解の促進と権利擁護の推進 2 地域生活支援体制の充実 3 就労支援の充実 4 生活環境等整備の充実

6-3 主要施策

主要施策（Ⅰ）地域福祉の推進

《連携計画：名寄市地域福祉実践計画－名寄市社会福祉協議会策定》

基本事業1 地域福祉の普及・推進

地域共生社会の実現に向け、関係団体等と協力しながら、広報・啓発活動を通じて市民の福祉に対する理解と関心を深めます。

また、ボランティア活動への参加促進など、住民同士が互いに支え合う「互助」の取組を支援し、地域における支え合いの仕組みづくりを推進します。

- （主な取組）
- ・ 広報紙、ホームページ、SNS（LINE）などを活用した情報の発信
 - ・ 町内会、民生委員児童委員、ボランティア団体等との連携 など

基本事業2 福祉関係団体との連携強化

地域福祉の推進を担う名寄市社会福祉協議会をはじめ、町内会や市民活動団体、民生委員児童委員などが行う地域福祉活動を支援します。

また、総合福祉センターを核として、各種福祉団体との連携を強化しながら地域における福祉活動の活性化と推進につなげます。

- （主な取組）
- ・ 町内会や企業など地域福祉活動を行う団体への情報提供
 - ・ 社会福祉協議会の活動基盤強化と安定した経営継続のための支援 など

基本事業2 生活に困っている人への包括的支援の充実

生活困窮者等が抱える複雑・多様な課題に対応するため、「生活相談支援センター」を相談窓口として、社会福祉団体や名寄公共職業安定所、名寄保健所、民生委員児童委員などの関係機関と連携し、継続的かつ包括的な相談支援を行います。

また、経済的な安定と社会参加を促進し、生活困窮者等の自立に向けた支援の充実を図ります。

- （主な取組）
- ・ 各種相談窓口の横断的連携による包括的な相談支援の推進
 - ・ 生活困窮者自立支援事業の拡充・推進
 - ・ 生活に困っている人への生活支援の充実 など

主要施策（Ⅱ）健康の保持増進

《個別計画：名寄市健康増進計画「健康なよろ 21」》

基本事業 1 健康づくりの推進

市民が生涯にわたって心身ともに健康的な生活を送ることができるよう、ライフステージに応じた健康づくりを推進します。

また、健康診査、予防接種、健康相談、健康教育、介護予防等の取組を通じて、市民の健康意識の向上と健康課題の早期把握を図るとともに、適切な保健・医療・介護・福祉サービスにつなげます。

これらの取組により、疾病の予防や早期発見・早期治療、介護予防を推進し、健康寿命の延伸と市民の生活の質の向上を目指します。

- （主な取組）
- ・ ライフステージに応じた健康づくりの推進
 - ・ 予防接種に関する情報提供と接種機会の確保 など

基本事業 2 生活習慣病の発症および重症化の予防

生活習慣病の発症や重症化を防ぎ、市民が健康な生活を長く続けられるよう、健康診査や各種検診の受診を促進するとともに、健診結果を活用した健康づくりを進めていきます。

健診結果等から健康上の課題がある人に対しては、食生活や運動習慣の見直しに向けた保健指導や相談支援を行い、必要な医療機関への受診、治療の継続および健康管理につなげるなど、健康への意識づくりを推進します。

また、保健・医療等の関係機関と連携し、定期的な健診の受診勧奨を含め継続的にフォローができる体制の整備を進めます。

- （主な取組）
- ・ 健康診査・各種検診の受診促進
 - ・ 健診結果を活用した保健指導・相談支援 など

主要施策（Ⅲ）子育て支援の推進

《個別計画：名寄市子ども・子育て支援事業計画・名寄市障がい児福祉実施計画》

基本事業1 保育環境の整備と提供体制の確保

共働き世帯の増加などによる保育ニーズに対応するため、市内の幼児教育・保育施設における受入れ体制の確保に努めるとともに、こどもが安全・安心に過ごせる保育環境の整備と保育の質の向上を図ります。

また、慢性的な保育士不足の解消に向け、就職支援金の活用や本市の保育の魅力発信、名寄市立大学との連携強化など、保育士の確保に向けた取組を推進します。

- （主な取組）
- ・保育士確保対策事業
 - ・名寄市立大学と連携した保育の質向上の取り組み など

基本事業2 母子保健対策の推進

妊婦やその家族が安心して妊娠・出産を迎えられるよう、保健師等による伴走型の相談支援を行います。

また、関係機関と連携し、マタニティ教室や乳幼児健康診査、育児に関する健康教育・相談など、妊娠期から子育て期まで切れ目のない母子保健サービスの充実を図ります。

- （主な取組）
- ・母子保健の知識の普及
 - ・乳幼児健診、各種教室等の充実
 - ・感染症予防の推進 など

基本事業3 こども・子育て支援の充実

すべての妊産婦や子育て世帯、こどもを対象に、母子保健と児童福祉の機能を一体的に担う「こども家庭センター」において、関係機関と連携しながら、支援を必要とするこどもや家庭に対しきめ細やかな相談支援に努めます。

また、子育て家庭のニーズに応じた子育て支援サービスの充実を図るとともに、こどもの最善の利益を尊重した支援に取り組みます。

- （主な取組）
- ・要支援家庭に対する相談支援機能の強化
 - ・関係機関間の連携の強化

主要施策（Ⅳ）高齢者福祉の推進

《個別計画：名寄市高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画》

基本事業1 介護保険サービスの円滑な推進

介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護人材の確保に取り組むとともに、必要な介護サービスの提供体制の充実を図ります。

また、サービスの質の向上と維持に努め、介護保険制度やサービスに関する分かりやすい情報提供を行うとともに、利用者一人ひとりの心身の状態やニーズに応じた適切なサービスを選択・利用できるよう、相談・支援体制の充実を図ります。

- （主な取組）
- ・国や北海道と連携した介護人材の確保
 - ・介護保険サービスの充実
 - ・専門職の総合相談対応による介護・福祉サービスの情報提供 など

基本事業2 介護予防と高齢者支援の推進

高齢者が自立した生活を送ることができるよう、介護予防に向けた取組を推進します。除雪サービスをはじめとする生活支援については、地域の課題や高齢者のニーズを把握し、住民や関係団体など多様な主体が連携・協力して高齢者を支える体制づくりを進めます。

また、高齢者一人ひとりの尊厳を尊重し、その人らしい生活の実現を目指します。

- （主な取組）
- ・介護予防教室や介護予防講演会の開催による介護予防に関する知識の普及
 - ・生活支援体制整備事業による地域の課題や住民ニーズを把握し、高齢者を支える体制整備
 - ・虐待の早期発見や成年後見制度の活用促進など権利擁護のための支援など

基本事業3 認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思や尊厳が尊重され、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、本人や家族を支える相談・支援体制の維持・充実を図ります。

また、認知症サポーターの養成やチームオレンジの活動を推進し、地域住民や関係機関との連携による見守り・支援体制の強化に努めます。

- (主な取組)
- ・認知症に関する医療・介護サービスの情報提供
 - ・認知症の人を支えるつながりの支援や介護負担の軽減、ケアラーの支援
 - ・認知症の人やその家族に早期に関わる早期診断・早期治療に向けた支援体制の確保 など

基本事業4 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者が地域の中で生き生きと暮らせるよう、健康づくり教室や生きがい講座、老人クラブなど、気軽に参加できる交流や活動の場の充実を支援します。

また、高齢者がこれまで培ってきた知識や経験、技能を生かし、地域社会の一員として役割を持ち、活躍できる取組を支援します。

- (主な取組)
- ・高齢者の自立した生活や健康づくり・生きがいづくりの支援
 - ・高齢者の社会参加活動に対する支援 など

基本事業5 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、在宅医療と介護サービスの連携を強化し、切れ目のない支援を提供できる体制の充実を図ります。

また、ICTの活用などを通じて、医療機関や介護事業所等の情報共有を促進し、関係機関が円滑かつ効果的に連携できる仕組みづくりを推進します。

- (主な取組)
- ・名寄市医療介護連携ICT事業による医療と介護の連携推進
 - ・在宅医療・介護連携支援センター事業による、医療・介護現場の課題を整理し、地域の実情に合わせた切れ目のない支援に向けた情報共有と連携体制の構築 など

主要施策（Ⅴ）障がい者福祉の推進

《個別計画：名寄市障がい者福祉計画、名寄市障がい福祉実施計画、
名寄市障がい児福祉実施計画》

基本事業1 障がい者理解の促進と権利擁護の推進

市民一人ひとりが障がいの特性や社会的障壁について理解を深め、障がいのある人への差別や偏見の解消につながるよう、広報・啓発活動を推進します。

また、虐待の防止や成年後見制度の利用促進など、障がいのある人の権利擁護に関する制度の周知と必要な人が適切に制度を利用できるよう支援します。

- （主な取組）
- ・ ノーマライゼーション社会に向けた啓発事業の推進
 - ・ 成年後見制度の利用促進など、権利擁護のための支援
 - ・ 障がい者の社会参加事業の推進 など

基本事業2 地域生活支援体制の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を続けられるよう、障害者総合支援法に基づく各種サービスの充実を図るとともに、基幹相談支援センターを中心に市内の障害福祉サービス事業所等との連携を強化し、「親亡き後」や障がいの重度化・高齢化を見据えた地域生活支援拠点の機能強化を推進します。

また、関係機関の連携により、障がいのあるこどもの発達段階に応じた切れ目のない支援体制の充実を図ります。

- （主な取組）
- ・ 在宅福祉サービス、施設福祉サービスの充実
 - ・ 地域生活支援事業の推進
 - ・ 障がい者の社会参加事業の推進 など

基本事業3 就労支援の充実

ハローワークや就労支援事業所等の関係機関と連携し、就労系福祉サービスの活用や一般就労への移行支援を通じて、障がいのある人それぞれの特性や希望に応じた多様な就労機会の確保を図ります。

また、雇用促進に向けた啓発活動を推進するとともに、関係機関との連携を強化し、障がいのある人の自立と社会参加を支援します。

- (主な取組)
- ・雇用機会拡大への取組
 - ・就労に必要な知識や能力向上のため支援
 - ・障害者優先調達推進法の推進 など

基本事業4 生活環境等整備の充実

障がいのある人が文化芸術やスポーツ、レクリエーション活動などに参加し、生きがいと充実感のある生活を送れるよう、ニーズに応じた情報提供や活動しやすい環境の整備を進めるとともに、一人ひとりの能力や個性を生かせる機会の充実に努めます。

また、災害時に障がいのある人の安全を確保できるよう、関係機関との連携を強化し、支援体制の充実に努めます。

- (主な取組)
- ・スポーツ、文化芸術活動への支援
 - ・地域生活支援事業の推進 など

第7章 計画の推進のために

7-1 市民・事業者・行政等の協働による計画の推進

本計画が目指すのは、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で健やかに、安心して暮らせるまちづくりの実現です。

そのために、これまでの制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という一方向の関係性を超え、地域住民や福祉関係団体、行政機関等が互いに協力することで、住民一人ひとりがつながり、互いに支え合い、助け合うことができる地域づくりが重要となります。

本計画の推進にあたっては、地域福祉の担い手がそれぞれの役割を果たすとともに、地域福祉の推進に向けて連携・協働しながら、一体となって取り組んでいくことが大切となります。

(1) 一人ひとりの市民

市民は、福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉の担い手でもあります。市民一人ひとりが、地域福祉について関心を持ち、地域の困りごとを自分たちの課題として捉え、個人が持っている知識や技能を活かし、町内会や地域活動・ボランティア活動に参加するなど、地域福祉の担い手としての役割が期待されています。

将来の世代のために環境や資源を壊さず、今の生活をより良い状態にするための持続可能な開発目標に向け進んでいく必要があります。

(2) 町内会

町内会は、住民に最も身近な組織であり、地域福祉を推進するうえで欠かせない「支え合いの基盤」となっています。市民の町内会への参画により地域福祉への関心を高め、取組を充実させていくことが期待されます。

(3) ボランティア団体、市民活動団体

ボランティア団体や市民活動団体は、地域福祉活動の実践や地域の生活課題の解決に向けた柔軟な対応を通じ、地域の支え合い・助け合い活動の担い手となるとともに、市民に対し、活動参加の場や機会を提供することが期待されます。

（４）福祉サービス事業所、企業

福祉サービス事業所は、福祉サービスの提供者として利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供をはじめ、他のサービスや関係機関との連携により、総合的なサービス提供に取り組むことが期待されます。

また、企業についても、地域のネットワークの一員として、福祉の担い手としての役割が期待されます。

（５）民生委員児童委員

民生委員児童委員は、地域に密着した活動を通じて支援の必要な方に、市民の立場に立った福祉的視点で相談援助を行うとともに、市や社会福祉協議会などの支援機関へのつなぎ役としての活動が期待されます。

（６）社会福祉協議会

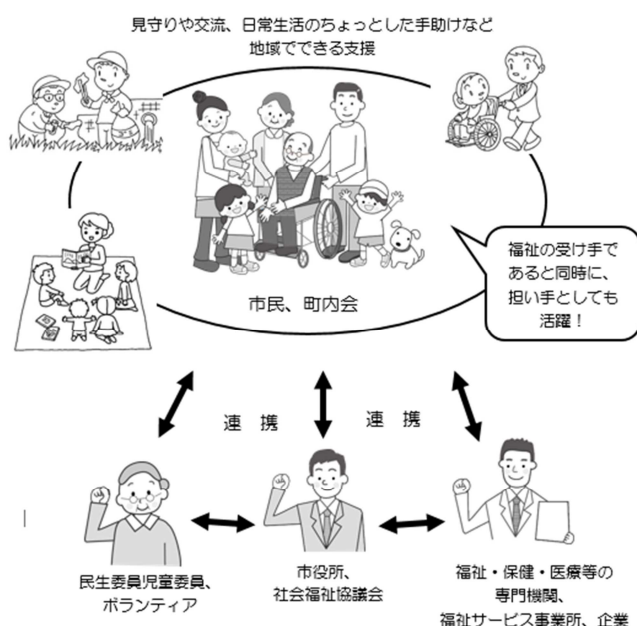
社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉の推進を担う中心的な団体として位置づけられており、市民・ボランティア・企業・福祉サービス事業所などとのコーディネート役としての機能が求められています。

地域福祉の向上を目的として「地域福祉実践計画」を策定し、行政と密接に連携をとりながら、地域福祉活動やボランティア活動の推進など、計画に基づいた取組を実施することが期待されます。

（７）市

市は、地域福祉の向上を目指して、福祉施策を総合的に推進していく責務があります。このため、地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割をふまえながら、相互に連携・協力を図るとともに、市民ニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進を図ります。

また、地域住民が抱える複雑化・複合化している諸課題に対応するため、生活に関する困りごとを広く受け止め、分野の枠組みを超えて多機関連携による支援体制を推進していくとともに、持続可能な開発目標（SDGs）への取組を進め、住み続けられるまちづくりを進めていきます。



7-2 計画の進行管理

本計画を総合的に進めていくため、本市が設置する「名寄市保健医療福祉推進協議会」において進行管理を行います。福祉分野における各個別計画ごとの点検・評価に基づき、地域福祉計画の着実な推進を図るとともに、必要に応じて見直しを行います。

子どもから高齢者に至るまでの多様なニーズに対し、誰もが切れ目のない支援を受けられるよう、関係団体との連携を図りながら効率的・効果的に計画を推進します。



資料編

資料 1 アンケート調査

資料 2 名寄市総合計画との関連性

資料 3 名寄市保健医療福祉推進協議会

【資料 1】

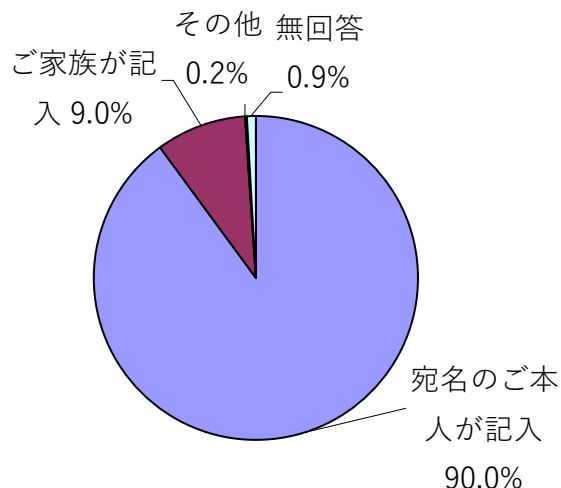
アンケート調査

《集計結果》

問1 調査票を記入されているのはどなたですか。(〇は1つ)

No.	カテゴリー名	2021(前回)		2026(今回)	
		回答数	構成比	回答数	構成比
1	宛名のご本人が記入	393	46.8%	502	90.0%
2	ご家族が記入	441	52.5%	50	9.0%
3	その他	0	0.0%	1	0.2%
	無回答	6	0.7%	5	0.9%
		840		558	

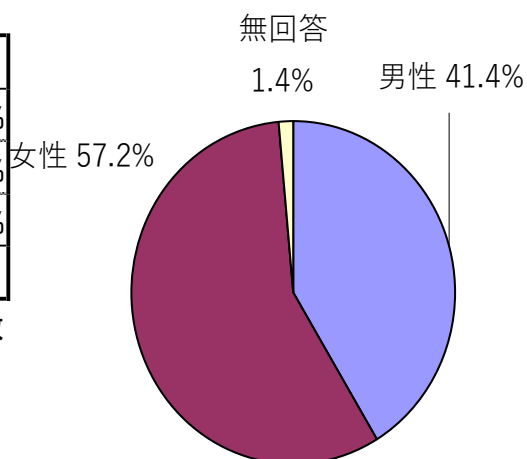
※アンケートを回答した人数



問2 あなたの性別はどちらですか。(〇は1つ)

No.	カテゴリー名	2021(前回)		2026(今回)	
		回答数	構成比	回答数	構成比
1	男性	393	46.8%	231	41.4%
2	女性	441	52.5%	319	57.2%
3	無回答	6	0.7%	8	1.4%
		840		558	

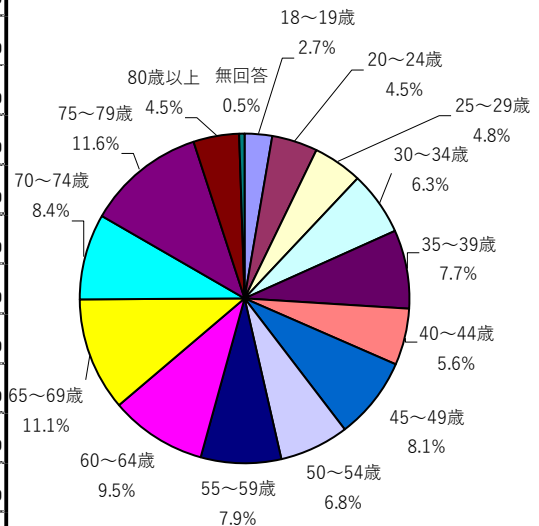
※アンケートを回答した人数



・「女性」の割合が57.2%、「男性」が41.4%となっています。

問3 あなたの年齢はおいくつですか。(○は1つ)

		2021(前回)		2026(今回)	
No.	カテゴリー名	回答数	構成比	回答数	構成比
1	18～19歳	14	1.7%	15	2.7%
2	20～24歳	37	4.4%	25	4.5%
3	25～29歳	32	3.8%	27	4.8%
4	30～34歳	48	5.7%	35	6.3%
5	35～39歳	50	6.0%	43	7.7%
6	40～44歳	55	6.5%	31	5.6%
7	45～49歳	60	7.1%	45	8.1%
8	50～54歳	67	8.0%	38	6.8%
9	55～59歳	72	8.6%	44	7.9%
10	60～64歳	88	10.5%	53	9.5%
11	65～69歳	90	10.7%	62	11.1%
12	70～74歳	103	12.3%	47	8.4%
13	75～79歳	59	7.0%	65	11.6%
14	80歳以上	64	7.6%	25	4.5%
	無回答	1	0.1%	3	0.5%
	回答者数	840		558	



※アンケートを回答した人数

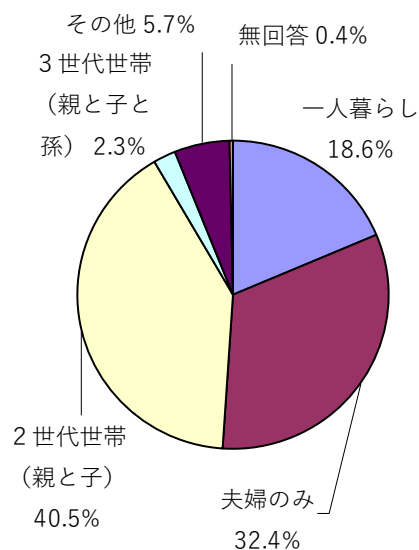
・「75～79歳」の割合が11.6%と最も高く、次いで「65～69歳」が11.1%、「60～64歳」が9.5%、となっています。

全体では、「60歳以上」の割合が45.2%と概ね半数を占めています。

問4 現在の家族構成についてお答えください。(○は1つ)

No.	カテゴリー名	2021(前回)		2026(今回)	
		回答数	構成比	回答数	構成比
1	一人暮らし	142	16.9%	104	18.6%
2	夫婦のみ	285	33.9%	181	32.4%
3	2世代世帯(親と子)	315	37.5%	226	40.5%
4	3世代世帯(親と子と孫)	43	5.1%	13	2.3%
5	その他	53	6.3%	32	5.7%
	無回答	2	0.2%	2	0.4%
		840		558	

※アンケートを回答した人数

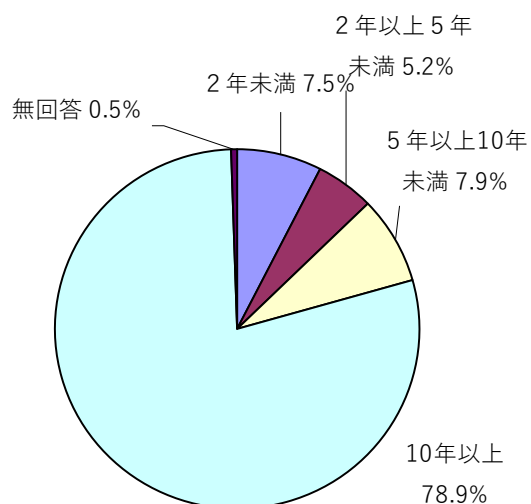


- ・「2世代世帯(親と子)」の割合が40.5%と最も高く、次いで「夫婦のみ」が32.4%、「一人暮らし」が18.6%、「3世代世帯(親と子と孫)」が2.3%となっています。

問5 名寄に居住して、延べ何年になりますか。(○は1つ)

No.	カテゴリー名	2021(前回)		2026(今回)	
		回答数	構成比	回答数	構成比
1	2年未満	51	6.1%	42	7.5%
2	2年以上5年未満	60	7.1%	29	5.2%
3	5年以上10年未満	52	6.2%	44	7.9%
4	10年以上	674	80.2%	440	78.9%
	無回答	3	0.4%	3	0.5%
		840		558	

※アンケートを回答した人数

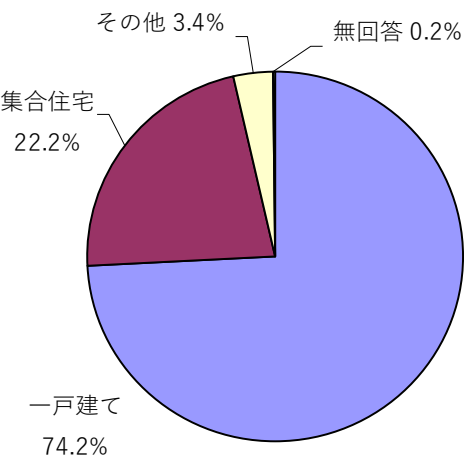


- ・「10年以上」の割合が78.9%と最も高く、次いで「5年以上10年未満」が7.9%、「2年未満」が7.5%、「2年以上5年未満」が5.2%となっています。

問6 現在、あなたのお住まいは次のどれですか。(○は1つ)

No.	カテゴリー名	2021(前回)		2026(今回)	
		回答数	構成比	回答数	構成比
1	一戸建て	622	74.0%	414	74.2%
2	集合住宅	190	22.6%	124	22.2%
3	その他	25	3.0%	19	3.4%
	無回答	3	0.4%	1	0.2%
		840		558	

※アンケートを回答した人数

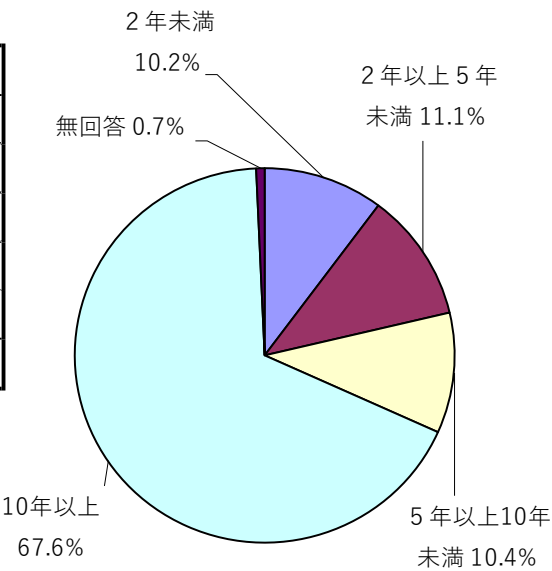


- ・「一戸建て」の割合が74.2%と最も高く、次いで「集合住宅」が22.2%となっています。

問7 前問のお住まいの居住年数を教えてください。(○は1つ)

No.	カテゴリー名	2021(前回)		2026(今回)	
		回答数	構成比	回答数	構成比
1	2年未満	81	9.6%	57	10.2%
2	2年以上5年未満	102	12.1%	62	11.1%
3	5年以上10年未満	71	8.5%	58	10.4%
4	10年以上	576	68.6%	377	67.6%
	無回答	10	1.2%	4	0.7%
		599		840	

※アンケートを回答した人数

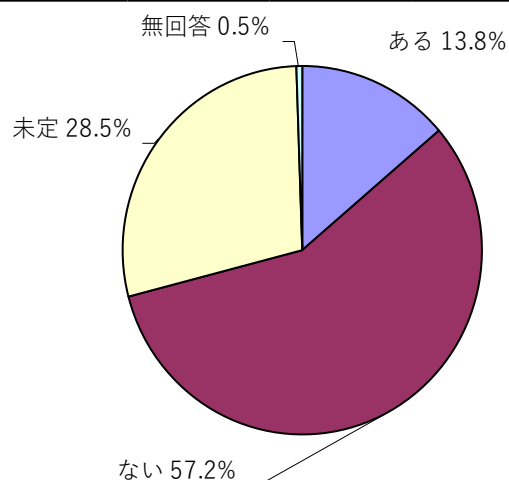


- ・「10年以上」の割合が67.6%と最も高く、次いで「2年以上5年未満」が11.1%、「5年以上10年未満」が10.4%、「2年未満」が10.2%となっています。

問8 今後、名寄から転出する予定はありますか。(○は1つ)

No.	カテゴリー名	2021(前回)		2026(今回)	
		回答数	構成比	回答数	構成比
1	ある	112	13.3%	77	13.8%
2	ない	547	65.1%	319	57.2%
3	未定	175	20.8%	159	28.5%
	無回答	6	0.7%	3	0.5%
		840		558	

※アンケートを回答した人数

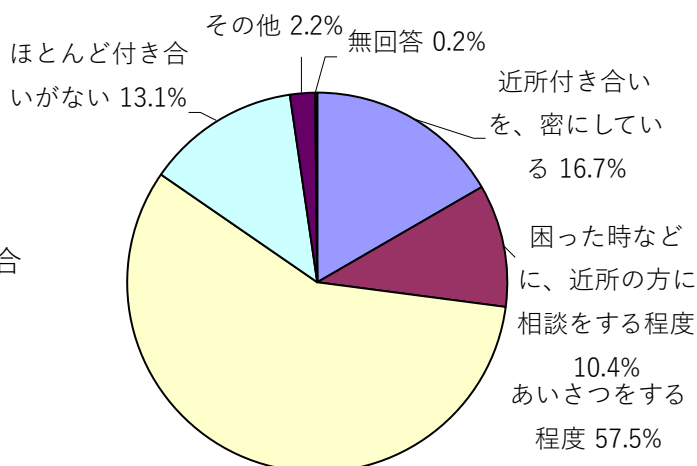


・「ない」が57.2%、「ある」が13.8%、「未定」が28.5%となっています。

問9 あなたは普段、ご近所の方と、どの程度お付き合いをしていますか。(○は1つ)

No.	カテゴリー名	2021(前回)		2026(今回)	
		回答数	構成比	回答数	構成比
1	近所付き合いを、密にしている	133	15.8%	93	16.7%
2	困った時などに、近所の方に相談をする程度	98	11.7%	58	10.4%
3	あいさつをする程度	508	60.5%	321	57.5%
4	ほとんど付き合いがない	86	10.2%	73	13.1%
5	その他	14	1.7%	12	2.2%
	無回答	1	0.1%	1	0.2%
		840		558	

※アンケートを回答した人数

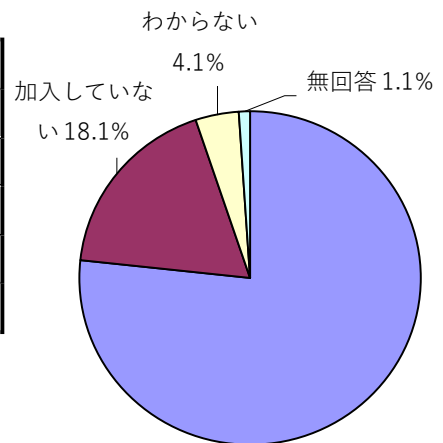


・「あいさつをする程度」の割合が57.5%と最も高く、次いで「近所付き合いを、密にしている」が16.7%、「ほとんど付き合いがない」が13.1%、「困った時などに、近所の方に相談をする程度」が10.4%となっています。

問10 あなたのご家庭は、町内会への加入をしていますか。(○は1つ)

No.	カテゴリー名	2021(前回)		2026(今回)	
		回答数	構成比	回答数	構成比
1	加入している	692	82.4%	428	76.7%
2	加入していない	120	14.3%	101	18.1%
3	わからない	23	2.7%	23	4.1%
	無回答	5	0.6%	6	1.1%
		840		558	

※アンケートを回答した人数



- ・「加入している」の割合が76.7%、「加入していない」が18.1%、「わからない」が4.1%となっています。

加入している
76.7%

問10 (1) 町内会への加入をしていないのはなぜですか。(○は3つまで)

No.	カテゴリー名	2021(前回)		2026(今回)	
		回答数	構成比	回答数	構成比
1	町内会に加入するメリットがない、必要性を感じない	51	42.5%	34	33.7%
2	町内会などの地域での人間関係が面倒だから	31	25.8%	21	20.8%
3	町内会活動に参加する時間がない	35	29.2%	36	35.6%
4	町内会の加入方法がわからない	13	10.8%	12	11.9%
5	町内会で何をしているのかわからない	22	18.3%	20	19.8%
6	町内会に誘われていないので	28	23.3%	36	35.6%
7	その他	18	15.0%	18	17.8%
	無回答	14	11.7%	3	3.0%
		120		101	

※「町内会に加入していない」と回答した人数

- ・「参加する時間がない」が35.6%「誘われていない」が35.6%、と最も高く、次いで、「メリットがない」が33.7%、「人間関係が面倒だから」が20.8%、「町内会で何をしているのかわからない」が19.8%となっています。

問11 あなたは現在、お住いの地域や市内で、どのような地域活動に参加されていますか。
(あてはまるものすべてに○)

No.	カテゴリー名	2021(前回)		2026(今回)	
		回答数	構成比	回答数	構成比
1	町内会活動	305	36.3%	178	31.9%
2	子ども会育成部の活動	46	5.5%	40	7.2%
3	老人クラブの活動	55	6.5%	29	5.2%
4	趣味、文化、教養などのサークル活動	85	10.1%	34	6.1%
5	スポーツのサークル活動	86	10.2%	49	8.8%
6	NPOやボランティア団体の活動	38	4.5%	17	3.0%
7	近隣住民同士の支え合い活動(高齢者への声かけ・見守り・除雪など)	66	7.9%	31	5.6%
8	その他	17	2.0%	25	4.5%
9	特に参加していない	424	50.5%	291	52.2%
	無回答	5	0.6%	11	2.0%
		840		558	

※アンケートを回答した人数

・「町内会活動」の割合が31.9%と最も高く、次いで「スポーツのサークル活動」が8.8%、「子ども会育成部の活動」が7.2%、「趣味、文化、教養などのサークル活動」が6.1%、「近隣住民同士の支え合い活動(声かけ・見守りなど)」が5.6%、となっています。

一方、「特に参加していない」の割合は、52.2%と半数以上となっています。

問11(1) 問11で「1～8」に○をつけた方にお聞きします。地域活動に参加したきっかけを教えてください。(あてはまるものすべてに)

No.	カテゴリー名	2021(前回)		2026(今回)	
		回答数	構成比	回答数	構成比
1	以前から参加を考えていたから			110	41.2%
2	自分の時間ができたから			34	12.7%
3	テレビや雑誌、SNSなどで興味を持ったから			1	0.4%
4	誘われたから			91	34.1%
5	以前(コロナ禍前)参加しており、活動を再開した			20	7.5%
6	その他			34	12.7%
7	無回答			9	3.4%
	回答者数			267	

※アンケートを回答した人数

・「以前から参加を考えていたから」の割合が41.2%と最も高く、次いで「誘われたから」が34.1%、「自分の時間ができたから」が12.7%、「以前(コロナ禍前)参加しており、活動を再開した」が7.5%となっています。

問11(2) 問11で「9. 特に参加していない」に○をつけた方にお聞きします。地域活動に参加されていない理由を教えてください。(○は3つまで)

No.	カテゴリー名	2021(前回)		2026(今回)	
		回答数	構成比	回答数	構成比
1	必要性を感じない	106	25.0%	80	27.5%
2	人間関係が面倒	101	23.8%	55	18.9%
3	活動に参加する時間がない	158	37.3%	111	38.1%
4	参加の方法がわからない	42	9.9%	22	7.6%
5	自分に合った活動がない	64	15.1%	35	12.0%
6	どのような活動があるのかわからない	92	21.7%	57	19.6%
7	誘われないから	54	12.7%	43	14.8%
8	一緒に参加する人がいない	54	12.7%	37	12.7%
9	健康・体力に自信がない	69	16.3%	44	15.1%
10	その他	40	9.4%	29	10.0%
	無回答	3	0.7%	7	2.4%
	回答者数	424		291	

※「9. 特に参加していない」と回答した人数

・「活動に参加する時間がない」の割合が 38.1%と最も高く、次いで「必要性を感じない」が 27.5%、「どのような活動があるのかわからない」が 19.6%、「人間関係が面倒」が 18.9%、「健康・体力に自信がない」が 15.1%となっています。

問12 問11にあるような地域活動を推進するために、今後、必要だと思うことは何ですか。
(○は3つまで)

No.	カテゴリー名	2021(前回)		2026(今回)	
		回答数	構成比	回答数	構成比
1	学校教育や社会教育などを通じて福祉教育を充実させる	149	17.7%	97	17.4%
2	地域での助け合いや支え合いの大切さをPRする	185	22.0%	125	22.4%
3	地域活動に関する情報提供を充実させる	266	31.7%	150	26.9%
4	地域の中で手助けを必要としている人と手助けをしたいと思っている人を結び付ける調整の場や組織を充実させる	269	32.0%	162	29.0%
5	地域活動への参加方法等に関する学習機会を充実させる	73	8.7%	43	7.7%
6	地域活動に携わる人やリーダーの養成を充実させる	104	12.4%	66	11.8%
7	地域活動に関する相談・指導を行う専門職員を充実させる	108	12.9%	61	10.9%
8	地域活動の拠点となる場を整備する	156	18.6%	117	21.0%
9	地域活動への資金面の援助を充実させる	139	16.5%	124	22.2%
10	その他	30	3.6%	16	2.9%
11	特に必要ない	103	12.3%	80	14.3%
	無回答	86	10.2%	42	7.5%
	回答者数	840		558	

※アンケートを回答した人数

- ・「地域の中で手助けを必要としている人と手助けをしたいと思っている人を結びつける調整の場や組織を充実させる」の割合が29.0%と最も高く、次いで「地域活動に関する情報提供を充実させる」が26.9%、「地域での助け合いや支え合いの大切さをPRする」が22.4%、「地域活動の拠点となる場を整備する」が21.0%、となっています。

問13 あなたがこれまで行ったことのある福祉活動はどのようなことですか。
(あてはまるものすべてに○)

No.	カテゴリー名	2021(前回)		2026(今回)	
		回答数	構成比	回答数	構成比
1	現金の寄付・募金	472	56.2%	341	61.1%
2	物品の寄付・寄贈	130	15.5%	86	15.4%
3	寄付つき商品の購入※「寄付つき商品」・・・購入額の一部が寄付金として福祉の向上に役立てられるもの	162	19.3%	98	17.6%
4	チャリティイベントへの参加	188	22.4%	132	23.7%
5	その他	23	2.7%	14	2.5%
6	福祉活動は、したことがない	186	22.1%	136	24.4%
	無回答	53	6.3%	16	2.9%
		840		558	

※アンケートを回答した人数

・「現金の寄付・募金」の割合が61.1%と最も高く、次いで「チャリティイベントへの参加」が23.7%、「寄付つき商品の購入」が17.6%、「物品の寄付・寄贈」が15.4%、となっています。
また、「福祉活動は、したことがない」の割合は、24.4%となっています。

問14 あなたは普段の生活に関する情報をどこから入手していますか。(○は3つまで)

No.	カテゴリー名	2021(前回)		2026(今回)	
		回答数	構成比	回答数	構成比
1	市や社協の広報紙	411	48.9%	301	53.9%
2	新聞	413	49.2%	207	37.1%
3	テレビ	452	53.8%	264	47.3%
4	エフエムなよろ等のラジオ	34	4.0%	22	3.9%
5	ホームページやブログなど	146	17.4%	82	14.7%
6	SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス、ツイッター、ライン、フェイスブックなど)	276	32.9%	241	43.2%
7	チラシ、パンフレット類	165	19.6%	116	20.8%
8	ポスター	31	3.7%	39	7.0%
9	友人や知人、近所の人に聞く	193	23.0%	160	28.7%
10	その他	17	2.0%	6	1.1%
	無回答	32	3.8%	3	0.5%
	回答者数	840		558	

※アンケートを回答した人数

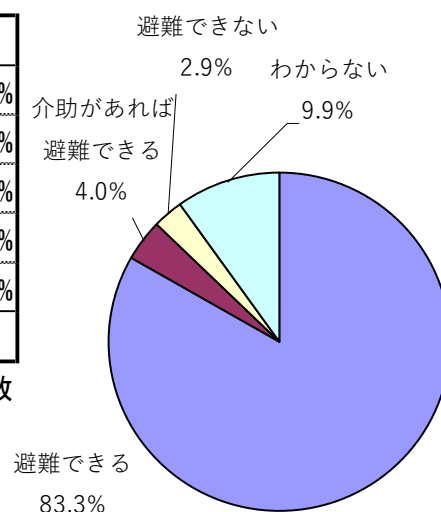
・「市や社協の広報紙」の割合が53.9%と最も高く、次いで「テレビ」が47.3%、「SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス、ツイッター、ライン、フェイスブックなど)」が43.2%、「新聞」が37.1%となっています。

問15 地震や風水害などの災害時に、自分1人で避難できますか。(○は1つ)

No.	カテゴリー名	2021(前回)		2026(今回)	
		回答数	構成比	回答数	構成比
1	避難できる	711	0.8%	463	83.0%
2	介助があれば避難できる	62	0.1%	22	3.9%
3	避難できない	29	0.0%	16	2.9%
4	わからない	0	0.0%	55	9.9%
	無回答	38	0.0%	4	0.7%
		840		558	

※アンケートを回答した人数

・「避難できる」が83.0%、「わからない」が9.9%
「介助があれば避難できる」が3.9%、「避難できない」が2.9%となっています。



問16 あなたのご近所で現在必要だと思う支援はありますか。(あてはまるものすべてに○)

No.	カテゴリー名	2021(前回)		2026(今回)	
		回答数	構成比	回答数	構成比
1	家族や地震の、健康や介護の不安に対する支援			165	29.6%
2	ひきこもりや孤立への支援			49	8.8%
3	住環境の保全・維持(ゴミ屋敷等)についての支援			61	10.9%
4	ペットの飼育(多頭飼育等)に対する支援			13	2.3%
5	生活に必要なお金や物品の不足に対する支援			71	12.7%
6	不登校児童やひきこもりの子どもへの支援			22	3.9%
7	子育ての不安に対する支援			51	9.1%
8	買い物や通院への支援			121	21.7%
9	その他			15	2.7%
10	ない			111	19.9%
11	わからない			160	28.7%
	無回答			17	3.0%
	回答者数			558	

「家族や地震の、健康や介護の不安に対する支援」が29.6%と最も高く、次いで「買い物や通院への支援」が21.7%、「生活に必要なお金や物品の不足に対する支援」が12.7%となっています。
また、「わからない」が28.7%、「ない」が19.9%となっています。

「第4期名寄市地域福祉計画」「第6期名寄市地域福祉実践計画」策定のための アンケート調査票

■調査ご協力をお願い■

市民の皆さまには、日頃から地域福祉活動にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

これまで、名寄市では第3期名寄市地域福祉計画、名寄市社会福祉協議会では第5期名寄市地域福祉実践計画に基づき、市民や福祉関係団体等と協力して、すべての人が安心して健やかに暮らせるまちをつくるための取組を進めてきました。

この度、第3期名寄市地域福祉計画については令和8年度をもって、第5期名寄市地域福祉実践計画については令和9年度をもって計画期間が終了することから、今後の地域福祉を推進する指針となる計画を策定するにあたり、市民の皆さまの地域福祉に関するご意見を伺い、計画づくりに反映していきたいと考えております。

この調査は、市内にお住まいの18歳以上の無作為に選んだ1,500名を対象に実施しております。

なお、ご回答いただいた内容は、個人が特定できないような加工を行った上で統計的に分析します。個人が特定される情報は一切公開しません。

調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和8年7月

名寄市長 **加藤 剛士**

社会福祉法人名寄市社会福祉協議会 会長 **中島 道昭**

■ご記入にあたって■

- 回答は、令和8年7月1日現在でお答えください。
- この調査への回答は任意です。回答しない場合や、回答できない質問がある場合でも、不利益を受けることはありません。答えたくない質問には、回答しなくても差し支えありません。
- この調査は、あて名に記載されているご本人がご回答ください。なお、ご本人にご回答いただきますが、ご家族の方がご本人の代わりに回答されたり、ご一緒に回答されてもかまいません。
- 表紙に印字されている番号は、集計・分析を行うための識別番号で、回答者個人の特定を目的としたものではありません。回答は統計的に処理され、この番号がない調査票は無効票として取り扱われますので、切り取ったり塗りつぶしたりしないでください。
- 本調査によって取得したデータは、計画策定以外の目的では使用いたしません。
- ご記入いただいた調査票は、3つ折りにして同封の返信用封筒に入れて、

令和8年8月19日(水)までにご返送ください。(切手は不要です)

■個人情報の取り扱いについて■

個人情報の保護および活用目的は以下のとおりですので、ご確認ください。なお、本調査票のご返送をもちまして、下記にご同意いただいたものとみなさせていただきます。

■個人情報の保護及び活用目的について■

- 本調査で得られた情報は、名寄市地域福祉計画及び名寄市地域福祉実践計画策定の検討の際の基礎資料とすることを目的に使用させていただきます。本人の許可なく、目的以外の使用はいたしません。
- ご回答いただいた情報は厳重に管理させていただきます。

■回答にあたって■

右のQRコードからも回答できます。(8月19日(水)まで)

※重複回答を避けるため、入力の際、表紙左上の識別用No.が必要となります。

※QRコードで回答する場合は、紙での回答は不要です。



アンケートに関するお問い合わせ先

名寄市健康福祉部 社会福祉課 電話:01654-3-2111

問 1 調査票を記入されているのはどなたですか。(○は1つ)

- | |
|-----------------------|
| 1. 宛名のご本人が記入 |
| 2. ご家族が記入(ご本人から見た続柄) |
| 3. その他() |

問 2 あなたの性別はどちらですか。(○は1つ)

- | | | |
|-------|-------|--------|
| 1. 男性 | 2. 女性 | 3. その他 |
|-------|-------|--------|

問 3 あなたの年齢はおいくつですか。(○は1つ)

- | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1. 18～19 歳 | 2. 20～24 歳 | 3. 25～29 歳 | 4. 30～34 歳 |
| 5. 35～39 歳 | 6. 40～44 歳 | 7. 45～49 歳 | 8. 50～54 歳 |
| 9. 55～59 歳 | 10. 60～64 歳 | 11. 65～69 歳 | 12. 70～74 歳 |
| 13. 75～79 歳 | 14. 80 歳以上 | | |

問 4 現在の家族構成についてお答えください。(○は1つ)

- | | | |
|-----------------|---------|---------------|
| 1. 一人暮らし | 2. 夫婦のみ | 3. 2世代世帯(親と子) |
| 4. 3世代世帯(親と子と孫) | 5. その他 | |

問 5 名寄に居住して、延べ何年になりますか。(○は1つ)

- | | |
|--------------|-------------|
| 1. 2年未満 | 2. 2年以上5年未満 |
| 3. 5年以上10年未満 | 4. 10年以上 |

問 6 現在、あなたのお住まいは次のどれですか。(○は1つ)

- | |
|-------------------------------|
| 1. 一戸建て |
| 2. 集合住宅(例: アパート、マンション、公営住宅 等) |
| 3. その他() |

問 7 前問のお住まいの居住年数を教えてください。(○は1つ)

- | | |
|--------------|-------------|
| 1. 2年未満 | 2. 2年以上5年未満 |
| 3. 5年以上10年未満 | 4. 10年以上 |

問 8 今後、名寄から転出する予定はありますか。(○は1つ)

- | | | |
|-------|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない | 3. 未定 |
|-------|-------|-------|

問 9 あなたは普段、ご近所の方と、どの程度お付き合いをしていますか。
(○は1つ)

- | |
|-------------------------|
| 1. 近所付き合いを、密にしている |
| 2. 困った時などに、近所の方に相談をする程度 |
| 3. あいさつをする程度 |
| 4. ほとんど付き合いがない |
| 5. その他 () |

問 10 あなたのご家庭は、町内会への加入をしていますか。(○は1つ)

- | | | |
|-----------|------------|----------|
| 1. 加入している | 2. 加入していない | 3. わからない |
|-----------|------------|----------|



(1) 町内会への加入をしていないのはなぜですか。(○は3つまで)

- | |
|-----------------------------|
| 1. 町内会に加入するメリットがない、必要性を感じない |
| 2. 町内会などの地域での人間関係が面倒だから |
| 3. 町内会活動に参加する時間がない |
| 4. 町内会の加入方法がわからない |
| 5. 町内会で何をしているのかわからない |
| 6. 町内会に誘われていないから |
| 7. その他 () |

問 11 あなたは現在、お住いの地域や市内で、どのような地域活動に参加されていますか。（あてはまるものすべてに○）

1. 町内会活動
2. 子ども会育成部の活動
3. 老人クラブの活動
4. 趣味、文化、教養などのサークル活動
5. スポーツのサークル活動
6. NPO やボランティア団体の活動
7. 近隣住民同士の支え合い活動（高齢者への声かけ・見守り・除雪など）
8. その他（ ）
9. 特に参加していない

→（１）問 11 で「１～８」に○をつけた方にお聞きします。

地域活動に参加したきっかけを教えてください。（あてはまるものすべてに○）

1. 以前から参加を考えていたから
2. 自分の時間ができたから
3. テレビや雑誌、SNS など興味をもったから
4. 誘われたから
5. 以前（コロナ禍前）参加しており、活動を再開した
6. その他（ ）

→（２）問 11 で「９．特に参加していない」に○をつけた方にお聞きします。

地域活動に参加されていない理由を教えてください。（○は３つまで）

- | | |
|-----------------|----------------------|
| 1. 必要性を感じない | 2. 人間関係が面倒 |
| 3. 活動に参加する時間がない | 4. 参加の方法がわからない |
| 5. 自分に合った活動がない | 6. どのような活動があるのかわからない |
| 7. 誘われないから | 8. 一緒に参加する人がいない |
| 9. 健康・体力に自信がない | 10. その他（ ） |

問 12 問 11 にあるような地域活動を推進するために、今後、必要だと思うことは何ですか。（○は3つまで）

1. 学校教育や社会教育などを通じて福祉教育を充実させる
2. 地域での助け合いや支え合いの大切さをPRする
3. 地域活動に関する情報提供を充実させる
4. 地域の中で手助けを必要としている人と手助けをしたいと思っている人を結び付ける調整の場や組織を充実させる
5. 地域活動への参加方法等に関する学習機会を充実させる
6. 地域活動に携わる人やリーダーの養成を充実させる
7. 地域活動に関する相談・指導を行う専門職員を充実させる
8. 地域活動の拠点となる場を整備する
9. 地域活動への資金面の援助を充実させる
10. その他（ ）
11. 特に必要ない

問 13 あなたがこれまで行ったことのある福祉活動はどのようなことですか。

（あてはまるものすべてに○）

1. 現金の寄付・募金
2. 物品の寄付・寄贈
3. 寄付つき商品の購入
※「寄付つき商品」・・・購入額の一部が寄付金として福祉の向上に役立てられるもの
4. チャリティイベントへの参加
5. その他（ ）
6. 福祉活動は、したことがない

問 14 あなたは普段の生活に関する情報をどこから入手していますか。

(○は3つまで)

- | | |
|---|-----------------|
| 1. 市や社協の広報紙 | 2. 新聞 |
| 3. テレビ | 4. エフエムなよろ等のラジオ |
| 5. ホームページやブログなど | |
| 6. SNS (ソーシャル・ネットワーク・サービス、エックス、ライン、フェイスブックなど) | |
| 7. チラシ、パンフレット類 | 8. ポスター |
| 9. 友人や知人、近所の人に聞く | 10. その他 () |

問 15 地震や風水害などの災害時に、自分1人で避難できますか。(○は1つ)

- | | |
|-----------|----------------|
| 1. 避難できる | 2. 介助があれば避難できる |
| 3. 避難できない | 4. わからない |

問 16 あなたのご近所で現在必要だと思う支援はありますか。

(あてはまるものすべてに○)

- | |
|----------------------------|
| 1. 家族や自身の、健康や介護の不安に対する支援 |
| 2. ひきこもりや孤立への支援 |
| 3. 住環境の保全・維持(ゴミ屋敷等)についての支援 |
| 4. ペットの飼育(多頭飼育等)に対する支援 |
| 5. 生活に必要なお金や物品の不足に対する支援 |
| 6. 不登校児童やひきこもりの子どもへの支援 |
| 7. 子育ての不安に対する支援 |
| 8. 買い物や通院への支援 |
| 9. その他 () |
| 10. ない |
| 11. わからない |

最後に、今後、住みよいまちづくりを進めていくためのご意見・ご要望等をご記入ください。

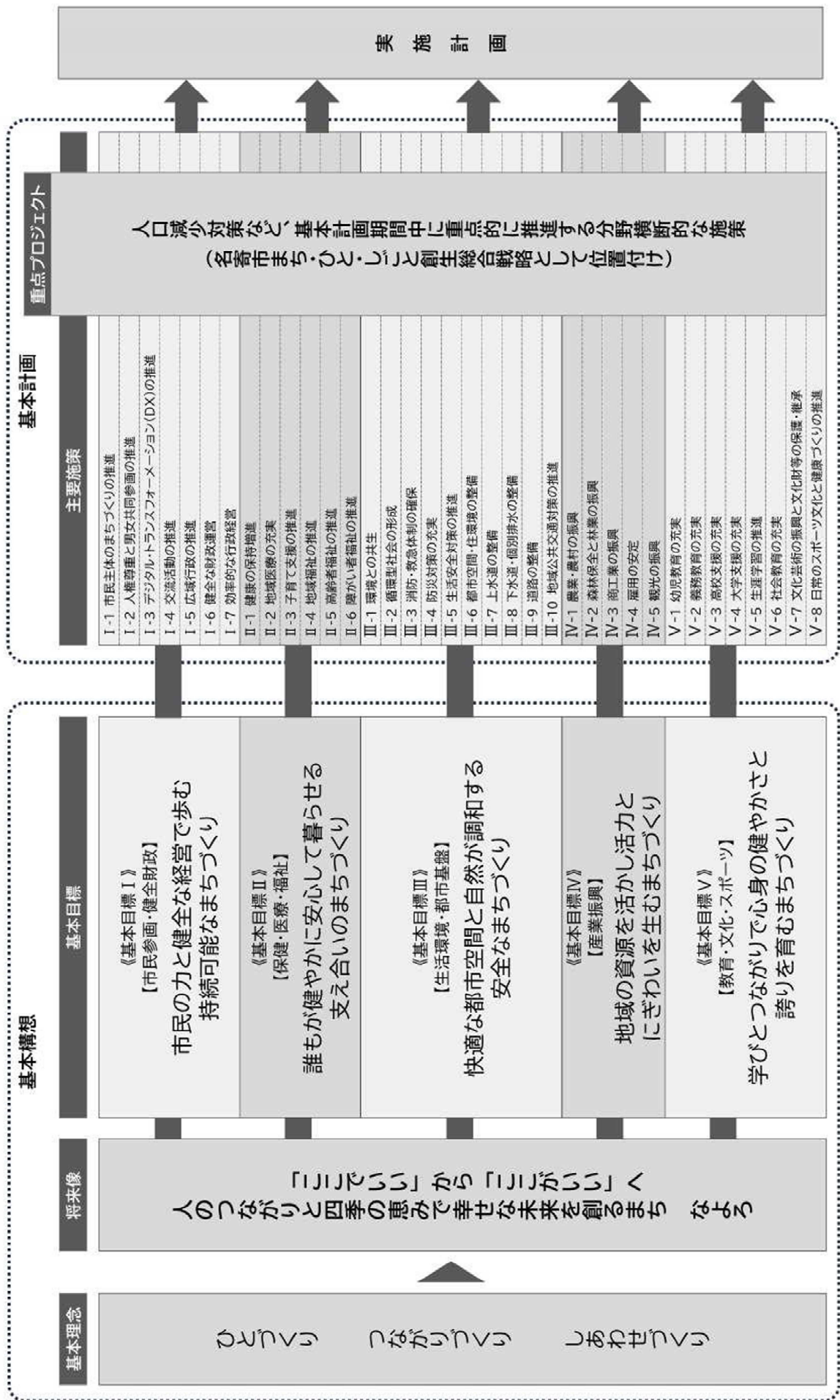
以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。
記入した調査票を3つ折りにして、同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、令和8年8月19日（水）までに投函してください。

【資料 2】

名寄市総合計画との関連性

《名寄市総合計画（第3次） 2027-2034》

名寄市総合計画（第3次）では、5つの基本目標を設定しています。
福祉分野では基本目標Ⅱで計画されており、地域福祉計画は総合計画と連動した
目標体系としています。



【資料 3】

名寄市保健医療福祉推進協議会

改正

平成22年3月31日規則第20号

平成22年11月12日規則第44号

平成29年12月25日規則第44号

令和2年3月31日規則第28号

名寄市保健医療福祉推進協議会規則

(設置)

第1条 少子・高齢化の進行や核家族化などにより、社会構造が大きく変化する中で、市民が安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、保健・医療・福祉サービスのネットワーク化を図り、総合的な保健医療福祉施策を推進することを目的として、名寄市保健医療福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の責務)

第2条 協議会は、豊かな福祉社会の推進と保健医療の機能の充実を促進することを責務とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の事項について協議し、市長に報告するものとする。

- (1) 保健医療福祉施策の推進に関すること。
- (2) 健康福祉部所管に係る各計画の策定に関すること。
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、15人の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健関係者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) その他市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長1人、副会長2人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によるものとする。
- 3 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。
(会議)

第7条 協議会の会議は必要の都度会長が招集し、会議の議長は会長とする。
(専門部会の設置)

第8条 協議会に次の専門部会を置く。ただし、市長が必要と認めるときは、他に必要に応じた部会を置くことができる。

- (1) 児童部会
- (2) 障がい者部会
- (3) 高齢者部会
- (4) 保健医療部会

- 2 専門部会の構成は、会長が指名する委員及び関係団体等から推薦された者、公募の手続を経た者等のうちから市長が委嘱する。
- 3 各部長は、各専門部会委員の互選によるものとする。
- 4 専門部会は、協議会から付託された事項について協議する。
- 5 専門部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 6 専門部会委員の任期は、審議事項が終了するまでとする。

(委員報酬)

第9条 委員の報酬は、名寄市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年名寄市条例第43号）を準用する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、健康福祉部内に置く。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第20号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月12日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月25日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第28号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

名寄市保健医療福祉推進協議会 委員名簿(令和8年度)

任期:令和8年4月1日～令和10年3月31日

役職名	氏 名	所 属 団 体 及 び 役 職	担当部局
会長	眞岸 克明	名寄市立総合病院 院長	
副会長	山岸 眞理	一般社団法人 上川北部医師会 副会長	
副会長	吉川 明男	名寄市町内会連合会 副会長	
委員	丸山 隆司	名寄市民生委員児童委員連絡協議会 副会長	児童部会 地域福祉部会
委員	笹原 博幸	名寄市民生委員児童委員連絡協議会 主任児童委員会 委員長	児童部会 地域福祉部会
委員	尾崎 良雄	名寄幼児教育・保育振興会 会長	児童部会 地域福祉部会
委員	成田 勇一	名寄市身体障害者相談員	障がい者部会 地域福祉部会
委員	市川 大介	社会福祉法人 道北センター福祉会 道北障害者就業・生活支援センターいきぬき センター長	障がい者部会 地域福祉部会
委員	尾谷 和久	名寄心と手をつなぐ育成会 会長	障がい者部会 地域福祉部会
委員	天野 信二	社会福祉法人 名寄市社会福祉協議会 事務局長	高齢者部会 地域福祉部会
委員	小池 晴行	名寄市風連町高齢者事業団 理事長	高齢者部会 地域福祉部会
委員	田中 吉則	名寄市老人クラブ連合会 会長	高齢者部会 地域福祉部会
委員	角尾ひとみ	名寄市保健推進委員協議会 会長	保健医療部会 地域福祉部会
委員	山崎美由紀	名寄市保健推進委員協議会 副会長	保健医療部会 地域福祉部会
委員	結城 佳子	名寄市立大学 教授	保健医療部会 地域福祉部会

平成22年11月15日

(部会)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、名寄市保健医療福祉推進協議会規則（以下「規則」という。）第8条第1項の規定により、名寄市保健医療福祉推進協議会地域福祉部会（以下「地域福祉部会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 地域福祉部会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、規則第8条第2項に掲げる者で構成する。

(任期)

第3条 委員の任期は、規則第8条第6項の規定による。

(協議事項)

第4条 地域福祉部会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域における福祉サービスに関する事項
- (2) 計画の原案策定に関する事項
- (3) その他重要な地域福祉に関する事項

(部会長及び副部会長)

第5条 規則第8条第3項の規定により、部会長を置く。

2 副部会長は委員の互選によるものとし、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、地域福祉部会の運営に関し必要な事項は、部会長が地域福祉部会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成22年11月15日から施行する。

名寄市保健医療福祉推進協議会地域福祉部会 委員名簿（令和８年度）

任期:令和8年7月21日～令和9年3月31日

No	氏 名	所 属 団 体	備 考
1	笹原 博幸	名寄市民生委員児童委員連絡協議会 主任児童委員会	部会長
2	尾谷 和久	名寄心と手をつなぐ育成会	副部会長
3	丸山 隆司	名寄市民生委員児童委員連絡協議会	
4	尾崎 良雄	名寄幼児教育・保育振興会	
5	成田 勇一	名寄市身体障害者相談員	
6	市川 大介	社会福祉法人 道北センター福祉会	
7	天野 信二	社会福祉法人 名寄市社会福祉協議会	
8	小池 晴行	名寄市風連町高齢者事業団	
9	田中 吉則	名寄市老人クラブ連合会	
10	角尾ひとみ	名寄市保健推進委員協議会	
11	山崎美由紀	名寄市保健推進委員協議会	
12	結城 佳子	名寄市立大学	
13	澁谷由美子	NPO 法人 なよろ観光まちづくり協会	
14	山崎 直文	一般公募	

地域福祉計画策定に係る検討経過

会議名・開催日	内 容	備 考
名寄市保健医療福祉推進協議会 (令和 8 年 5 月 14 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 期名寄市地域福祉計画策定について ・名寄市長からの諮問 	
第 1 回地域福祉部会 (令和 8 年 7 月 21 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付 ・地域福祉計画の概要説明とスケジュール確認 ・アンケート項目の確認 	
アンケート調査 (令和 8 年 7 月 29 日 ～8 月 19 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画策定のための基礎資料収集として、名寄市民 1,500 人を対象にアンケートを実施 	
第 2 回地域福祉部会 (令和 8 年 10 月 21 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果の考察 ・素案の検討 	
第 3 回地域福祉部会 (令和 8 年 11 月 19 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・素案の検討 	
名寄市保健医療福祉推進協議会 (令和 8 年 12 月 2 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 期名寄市地域福祉計画（案）について ・名寄市長への答申 	
パブリックコメント (令和 8 年 12 月 28 日 ～令和 9 年 1 月 28 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・広く市民の意見を把握し計画に反映させていくために実施 	